

平成22年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第4号

平成22年3月5日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
5番	井坂悦司君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	17番	圓城寺正道君
7番	中根光男君	18番	栗山千勝君
8番	鈴木良道君	19番	山内庄兵衛君
9番	石井幸雄君	20番	廣瀬義彰君
10番	小座野定信君		

欠席議員

16番 関利夫君

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	坂本裕司君
副市長	圓城寺和則君	土木部長	松澤徳三君
教育長	大竹三千代君	会計管理者	竹村篤君
市長公室長	塚野勇君	消防長	岡崎勉君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	菅谷憲一君	農業委員会事務局長	板橋信雄君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第4号

日程第1 施政方針に対する質問

6番	佐藤文雄	議員
18番	栗山千勝	議員

19番 山内 庄兵衛 議員

日程第 2 議案質疑

- 議案第 1 号 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市地域活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市多目的会館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 18 号 平成 21 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 19 号 平成 21 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 20 号 平成 21 年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 21 号 平成 21 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第

3号)

- 議案第22号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第23号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第24号 平成22年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第25号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計予算
- 議案第27号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第28号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第29号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第30号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第31号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第32号 市道路線の認定について

日程第 3 休会について

本日の会議に付した事件

日程第 1 施政方針に対する質問

- 6番 佐藤文雄 議員
- 18番 栗山千勝 議員
- 19番 山内庄兵衛 議員

日程第 2 議案質疑

- 議案第 1号 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について
- 議案第 2号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 3号 かすみがうら市国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 かすみがうら市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に

- ついて
- 議案第11号 かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 かすみがうら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 かすみがうら市地域活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第17号 かすみがうら市多目的会館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第18号 平成21年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議案第21号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 平成22年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第25号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計予算
- 議案第27号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第28号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第29号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第30号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第31号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第32号 市道路線の認定について

日程第 3 休会について

---

開 議 午前10時00分

○議長（桂木庸雄君）

ただいまの出席議員数は18名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、16番 関 利夫議員より、所用による欠席の届出がありましたので報告いたします。また、10番 小座野議員より、所用によるおくれるとのことですので報告いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

---

## 日程第 1 施政方針に対する質疑

### ○議長（桂木庸雄君）

日程第1、市長の施政方針に対する質問を行います。

質問の通告が3名の諸君より提出されております。

これより、通告順に順次発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

登壇願います。

[6番 佐藤文雄君登壇]

### ○6番（佐藤文雄君）

それでは、平成22年第一回定例会の市長の施政方針についての質問を行います。

坪井市長は、5項目にわたって施政方針を述べました。私は、そのうちの冒頭発言、いわゆる初めと申しますか、それと5項目のうちの3項目にある内容について質問をいたします。

「はじめに」の冒頭発言に関してであります。まず第1に、市民目線でのまちづくりの、いわゆる市民目線についてお伺いをいたします。

市長は、就任以来、市民の融合や市民目線でのまちづくり推進、行政改革や入札制度改革など5つの重点目標を掲げ、将来の実現に向けた施策に取り組んできたと述べました。平成20年かすみがうら市議会第3回定例会における霞ヶ浦庁舎建設問題での私の一般質問に対して、市民の権利には直接請求権に基づく住民投票もあると、幅広く住民自治という観点から、本当の市民の目線から意見を聞くべきだ。賛成が多ければ堂々と建設すればいいのではないかとただしたときに、市長は、住民投票はこれまでの議会での審議、結果を踏まえると混乱を招くとして、住民の目線と議会の議決は別なものではないと述べ、私が言っている市民の目線という言葉に対して、いつも誤解があると、こう語り、その本旨は、最終的には議会の判断によって事業を進めると説明いたしました。結局は、住民の目線とは議会の議決が市民の目線だというようなことでありますが、市長の言う市民目線とは何か、改めてお伺いをいたします。

第2番目に、消費税を初めとする新たな財源の確保策が急務とは、消費税の増税を期待しての発言であるかということでもあります。

市長は、少子高齢社会の進展に伴い、社会保障の一層の増大が見込まれる中、税収不足は予断を許さない状況にあり、消費税を初めとする新たな財源の確保策が急務だと述べました。市長は、社会保障費の財源を消費税増税に求める考えでありますか、お伺いをいたします。

3つ目に、市長は、長寿社会をだれもが健やかで生きがいを持って楽しめる人生の活躍の舞台づくりであるというふうにおっしゃいました。この点にかかわって、後期高齢者医療制度について市長の見解を伺いたい。

この制度は、75歳という年齢だけで国保や健保から追い出され、安上りの差別医療を押しつけられる、まさにうば捨て山保険だとして国民から非難と怒りの声上がり、さきの衆議院で制

度の即時廃止を掲げた民主党が圧勝し、自民・公明政権を退場に追い込む大きな要因の一つになりました。しかし、鳩山政権は即時廃止の公約を破り、後期高齢者医療制度にかわる新たな制度ができるまでとして、廃止を5年後に先送りいたしました。私は、お年寄りに冷たい政治の象徴のような制度はすぐに廃止をすべきだと考えていますが、答弁を求めます。

項目の中の第1番目の、「自然と調和した快適なまちづくり」についてお伺いをいたします。

まず第1に、大規模地震や自然災害に備えて住民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指し、耐震改修促進計画の策定や木造住宅耐震診断士を派遣することで木造住宅の耐震診断を促進し安全性の確保を図るとありますが、住宅リフォーム制度、いわゆるこの助成に準ずるような補助制度を考えているのか、お伺いをいたします。

第2に、広範なネットワーク化が進む中、さらなる交通体系の整備が必要とありますが、どのような内容でしょうか。事業費20億円を見込む合併特例債事業である跨線橋建設は、事実上凍結をいたしました。市長が考えている構想はどんな構想なのでしょう、お伺いをいたします。

第3番目に、上水道事業で給水区域の拡大とは千代田工業団地内の企業の給水だけを対象にしているのか、お伺いします。これは前回も同じ質問をしておりますが、簡単でよろしいので答弁をお願いします。

第4番目に、石岡地方斎場の建設について、地方自治法と地方財政法の関連についてお伺いをいたします。

斎場の移転地先である染谷中島山は、現斎場地面積の9倍の広さではありますが、斎場組合の事業は斎場業務に限定されます。このような広大な土地を組合はどう活用するか、組合事務局はいろいろと現在地の問題点を羅列するだけで、9倍になる数値的な根拠、具体的な全貌も明らかにしておりません。私も含む石岡市、小美玉市、かすみがうら市の23人が原告となって、斎場組合の管理者を相手に、昨年8月25日、水戸地裁に平成21年度歳出予算中の斎場建設費を支出してはならないとする石岡地方斎場組合斎場建設費支出差し止め請求住民訴訟を行いました。その請求の理由は、地方自治体はその事務を処理するに当たっては、地方自治法第2条14号に規定している、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとともに、地方財政法第4条の1項に規定する、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えてこれを支出してはならないものである。しかし、斎場組合管理者が平成21年度予算中の斎場建設を支出することは、この2つの法令に違反する結果になるというものであります。坪井市長は副管理者であります。この2つの法律に対する見解を求めます。

5番目に、市長は、家庭でできる環境対策として、ごみの資源化を目指した分別収集と減量化について、市民の自主的活動の支援を述べておりますが、行政による組織的で具体的な支援策、取り組み策が必要だと思っておりますが、それについて伺います。

第6番目に、防災無線体系を統一するための調査というものがありますが、その方向性は出ているのか、お伺いをいたします。

第2項目目の「健やか・安心・思いやりのまちづくり」についてお伺いをいたします。

第1に、子育て世代への支援措置の拡大策で、待機児童の解消とあります。厚生労働省は、認可保育所の国の最低基準を緩和し、待機児童が多い都市部で保育室の面積基準を自治体にゆだねるなどの方針をまとめました。子どもの詰め込みを深刻化し保育環境を悪化させるもので、父母、

そして保育者関係から厳しい批判が上がっていますが、当市の実態とその具体策についてお伺いをいたします。

第2に、また、家庭児童相談体制の強化を図り、新たに養育支援訪問を実施するとあります。この養育支援訪問の具体的内容についてお伺いをいたします。

第4項目めの、「活力ある産業を育てるまちづくり」についてお伺いをいたします。

第1に、商工業の振興について、市内の小売店等の成果を図るために、平成21年度に引き続きプレミアムつき商品券の発行を継続支援するとしていますが、どれだけの経済効果があったのかお伺いをいたします。

第2に、一昨年から急激な雇用悪化に対して、市の雇用対策で新年度予算上分も含めて総勢50人規模の雇用を創出したとありますが、その雇用形態も含め、その具体的内容についてお伺いをいたします。

3つ目に、観光情報の発信について、市の独自の情報発信策とは一体何なのか、今検討している案はあるのかお伺いいたします。

以上、施政方針に対する質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の施政方針に対する質問にお答えをいたします。

初めに、市民目線でのまちづくりにつきましてお答えいたします。

市民目線に立った市民のための市政を進めることにつきましては、行政や職員の都合、あるいはまた事業所の都合、私自身の都合を優先するのではなくて、広く市民の目線での判断、公の利益を求めるという考え方でございます。

次に、消費税につきましてお答えいたします。

鳩山政権におけます平成22年度予算案は、税収が大きく落ち込む反面、社会保障費が増大いたしまして、大変厳しい財政運営となっているところであります。財務大臣が消費税を含めた税制の抜本改革議論を3月から始める方針を示した発言もありまして、国においては財源確保が重要課題であるとの現状を申し述べたものでございます。

次に、後期高齢者医療制度についてお答えをいたします。

この制度につきましては、制度開始以来さまざまなご意見をいただいているものでありまして、国におきましては、新政権のもと、新たな見直しが検討されていると伺っておりますので、さまざまな議論のもと適正な制度構築を図っていただきたい、そういう思いで考えているところであります。

次に、耐震診断におけます安全性の確保につきましてお答えいたします。

木造住宅耐震診断は、既存建築物の耐震性能を確保し、耐震改修を促進することを目的に実施をするものであります。診断の結果によりまして補強工事等の改修も想定されることから、県内におきましても、その費用に対する一部助成を実施している自治体が見られます。

当市におきましては、平成22年度から木造住宅耐震診断士の派遣業務を計画しておりますが、

改修費用に対する助成につきましては、耐震診断を実施した方の意向、あるいはまた、近隣市町村の動向を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、交通体系の整備につきましてお答えいたします。

国道6号線千代田石岡バイパスや県道石岡筑波線バイパスにつきましては整備が進んでまいりましたが、広域的な幹線道路として整備をお願いしております国道や県道の整備でございますので、引き続き、広域的な交通体系の確立を進めるという視点から要望してまいりたいという考え方であります。また、広域的な幹線道路の整備とあわせまして、市の幹線道路の整備を進めるという考え方でございます。

次に、上水道事業の給水区域の拡大につきましてお答えいたします。

土浦・千代田工業団地内の企業は、ご案内のとおり、現在、土浦市から上水の供給を受けている現状でございます。市といたしましては、この区域の給水管の布設を平成23年度までに完成をし、平成24年度からの給水を計画しております、これによりまして給水エリアの拡大及び給水収益の増につながるものというふうに考えております。

次に、石岡地方斎場の建設につきましてお答えをいたします。

石岡斎場の建設につきましては、ご案内のとおり、昨年度に行いました合併特例債事業等の主要事業調査特別委員会における検討を踏まえ、新市建設計画に位置づけられたものであります。この関連の解釈につきましては、その際にもご説明しているところでございますが、厳しい財政状況下において、有利な支援措置のある制度を活用し、最少の支出で最大の効果を上げられるように、関係自治体と連携を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、ごみの資源化を目指した分別収集と減量化につきましてお答えいたします。

現在、ごみの減量化と資源循環型社会の形成のために、資源化に向けました分別回収を行っているところであります。また、家庭から排出をされます可燃ごみの約3割が、台所から発生をいたします生ごみと言われておりまして、生ごみの発生を抑制し、堆肥等にリサイクルするために生ごみ処理機購入者に対する助成支援を行っているところでございます。さらに、ごみの発生の抑制、リサイクルの推進を図りながら、循環型社会の構築に向けまして市民、事業者、市、茨城県との協働によるレジ袋の無料配布の中止の取り組みを開始しているところであります。

これは、ごみ排出量から見ますと少量ではありますが、市民の皆様のごみ減量に対する意識を変えていく上で、そのきっかけづくりになったのではないかと考えております。これからも、個人でできるもの、家庭でできる取り組みや、事業者や行政を含めまして、再び資源として利用するという意識のもと啓発活動を行いながら、さらなるごみ減量化に向けまして取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、防災無線体系を統一する調査で、方向性は出ているのかとの質問にお答えをいたします。

ご質問の防災無線につきましての具体的な整備計画等は、千代田地区の電波測定の結果に基づきまして進めていくこととなりますが、基本的な考え方といたしましては、千代田地区のデジタル化によりまして整備を進める一方、現在、アナログ周波数によりまして運用しております霞ヶ浦地区を、現行施設の更新時期とあわせましてデジタル化へ移行を図り、将来的には市域全体のデジタル化による防災無線体系の実現を目指すものであります。

次に、保育所待機児童の実態と待機児童解消のための具体策につきましてお答えをいたします。



待機児童解消のための具体策といたしましては、保健師または看護師の資格のある職員を増員することで、ゼロ歳児の受け入れ枠の拡大を図ることと、民間保育所の協力を得ながら低年齢児保育体制整備事業を実施することによりまして、1、2歳児の受け入れ態勢の拡大に努めるというところでございます。

なお、今後につきましては、将来の入所見込み児童の推移を見据えながら、必要に応じまして保育所の増築、さらには空きスペースを活用した分園による保育の実施、家庭的保育事業の実施等について検討していきたいというふうに考えております。

次に、養育支援訪問事業の具体的内容につきましてお答えをいたします。

この事業は、健康増進課で取り組んでおります「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の実施内容を参考に、訪問した保健師と連携を図りながら、支援が特に必要な家庭に児童相談員を派遣して、育児に関する不安や悩みからくる育児ストレス及び産後うつ状態の解消、育児ノイローゼ等の緩和、子育てに強い不安感や孤立感を抱える家庭への支援を行うとともに、児童への虐待などを未然に防止するための事業でございます。

次に、プレミアム付き商品券につきましてお答えをいたします。

平成21年度の事業実施につきましては、市内175軒の加盟店1万7000セット、プレミアム分を含めると1億8700万円分が発行されまして、回収率99.6%、1億8630万円が換金をされました。実績の数字からも消費活動が市内で循環されるという効果が期待できるものでありまして、市内の小売店の活性化を図るためにも、引き続き支援を行うものであります。

次に、市の雇用創出につきましてお答えをいたします。

国の平成20年度第2次補正予算によりまして、ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業が措置をされまして、いずれの事業も茨城県において基金が造成をされております。

市におきましては、これらの事業を活用しながら、平成21年度は16人、22年度は41人の雇用創出を見込んでおりまして、かかる費用につきましては、全額県から国の交付金を原資とした基金により補助金として市に交付されるものであります。

事業内容といたしましては、平成21年度におきましては、小学校英語指導助手や学校介助員の設置など教育関連事業や、旅券事業などを実施いたしました。

平成22年度からは、これらの教育関連事業に上積みをするとともに、子育て、産業、環境、消防、窓口、管理、さらには議会事務局など各部門で事業を計画し、雇用の確保を目指しているところであります。

雇用の形態といたしましては、市の直接雇用は臨時職員等として、委託事業の場合は委託先企業が求職者等を雇用することになっております。雇用期間は、緊急雇用創出事業におきまして半年未満で、1回の更新が可能としております。

次に、観光情報の発信策につきましてお答えいたします。

本市ならではの地域のイメージを創出するために、地域で育ち、市の顔となる農産物や観光などの多様な資源を湖山の宝と位置づけ、情報発信の強化に努めております。

今後、茨城空港の開港を踏まえ、国際的なPRの視点から、新たに英語、韓国語、中国語で表現されましたガイドマップ等を作成し、果樹振興地域への誘客を図ってまいります。さらには、湖山をめぐる周遊、ホームページの改修、モニターツアーの実施等を推進していきたいというふ

うに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

市民の目線ということで質問して、具体的に私が言ったのが、市長が誤解があるよと、前の、20年の3回の定例会のときに。つまり、議会の議決が優先だというようなことを言っていたわけです。ですから、私はその点でやっぱりいろいろ疑問があるというところを述べたいと思うんですけれども、かすみがうら市を元気にする会という団体から、11月20日に要望書が出ております。この要望書の中に、いわゆる間接民主制において、選良の方々と住民多数の考えが必ず一致するとは限らないと。このずれを補完するのが直接民主制であって、リコール制度とか自治法上の直接請求以外に、今常設型の住民投票条例の制定というのがあるよということについて、ぜひこの常設型の条例を制定してほしいというような要望が出ていると思うのです。

全国的には、やっぱり重要な市政の選択に市民の意思を的確に反映させるために、市民生活の基本に重大な影響を与える事項に関しては、直接市民の意思を問う制度として、30ぐらいの自治体で条例化されていると。前に福嶋さんという我孫子市の市長の講演を聞いたことがあります。そこでは、有権者の8分の1の方が直接請求みたいな形でやれば、これについては住民投票を行うということを決めたそうであります。

それについて市長はどのようなお考えなのか、こういう形で条例を制定しているところがあるので、それについてお伺いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

市民の目線と議会の判断の関係でありますけれども、私は市民の目線というのは、やっぱり先ほど言ったように、それぞれの将来的に市民が最も利益になるという、そういった判断の中での判断を用いるということでありまして、まちづくりを進めるルール上、やはり議会というのは市民の皆さんの代表で構成されている間接民主主義の代表でありますから、そこが最終的な決定の場というふうに、これはそういったルールの中で進めていきたいと思っております。

ただ、直接民主制とか、そういった考え方も当然あるわけでありましてけれども、先ほど言われたような条例につきましては、やっぱりそういった条例で規定するというよりも、例えば合併なんかですね、大きな判断があった場合には、その都度、そういった住民の意向を聞いたりなんかしながら判断の方向を見定めるといって、そういうことは必要だと思いますけれども、日常的な業務の中で、そういった条例の中で、現段階でそれを制定してやることについては、私としては今の段階では考えておりません。しかしながら、政策決定する上で、ご承知のようにさまざまな市民の皆さんの意見を聞けるような審議会、あるいは意見、公募等も含めまして、そういったことも含めて判断をしていくと、そういった考え方で進めていきたいと考えています。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

今の自治制度というか、間接民主主義というか、そのことを否定しているわけではないのです。ただ、重要な決定を行う場合にこういう常設型が必要だということを、私話をしているわけです。今、市長は、合併ということについては意向を聞くということも必要だと言いましたけれども、実際には、合併のときも住民投票は行われなかったんです。ですから、やはり本当に重要だと思われる問題については、こういう常設型の、いわゆる直接民主的な条例というのが必要だというふうに、私は考えております。同じことになると思いますので、それについてはよろしいかと思えます。

それと、消費税の問題なんですけれども、いわゆる財務大臣が消費税のあり方について議論する、つまり今まで、鳩山政権は4年間は消費税を上げないというふうに言ったけれども、徹底的な縮減を図ったらどうなのかという質問に答えて、今の消費税のあり方についても議論はするというふうに言ったと。だから、これを書いたんだということだと思うんですね、今の答弁は。

私は、質問の中身は、ここに書いてあるように、社会保障費の財源として、消費税に市長は期待しているのかというふうな質問なんです。だって施政方針ですからね。この中にみずからの意思が入っているのかどうかということで私は聞いているんですよ。

そもそも消費税というのは、収入が少ない人ほど負担が重いという最悪の不公正税制であります。ですから、社会保障費、こういう福祉費、これには最もふさわしくない財源だと私は思うんです。

実は2010年の、ことしですけれども、日本のいわゆる国内総生産、この見通しは約475兆円だそうです。そして、1985年と比べると1.4倍になっているんです。ところが、税収はほとんど変わらないんです。その中でも、85年に12兆円あった法人税収が、20年ではその半分、6兆円なんです。消費税が導入されてからことしの10年度までに累計額が224兆円、そして法人3税の減収額が208兆円だそうです。ですから、法人3税の落ち込みの穴埋めのために消費税が使われたということは明らかなんです。だから、歳入面では、やはりこういう行き過ぎた大企業や大資産家の優遇税制を改めると、そして歳出面では5兆円規模のいわゆる軍事費、これを縮減すると。こういう2つの聖域にメスを入れるというのが必要だと。そうすれば消費税に頼らなくても国民の暮らしは守ることができるというのは考えているわけです。

ですから、税金は負担能力に応じて納めるのが原則。収入が少ない人ほど重くなる消費税、こういういじめは、消費税の導入というのは問題なのではないか。市長はそういう立場に立つべきなのではないかということを、私は訴えたいわけです。

ですから、ただ財務大臣が言ったからそれを書いたのではなくて、市長はどう考えるのかということですので、ちょっと市長、ご答弁お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、消費税のあり方でありまして、食料なんかは別にいたしましても、消費税というのはそれぞれ利用する方がですね薄く広く負担する税金でありますから、私はある意味では、これからの時代に合っている税金だというふうに考えています。また、社会保障費を含めて、これ

以上サービスをするのであれば、やはり一定増税も私はやむを得ないのではないかなと、そういったのが現状でないかなというふうに、その負担とサービスの関係、そんなふうに私個人としては考えているところでございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

長寿社会の件についても、私、市長の見解を求めているんです。それを書いているから。だから、私はそのことについて言っているわけで、特にこの後期高齢者医療制度というのは——第3番目のほうの長寿社会のほうの件です、質問は。関連質問です。

これは、民主党がそもそも野党のときに廃止だということで、もとの老人保健制度に戻すという立場だったんです。そのときに、法案の提出の代表となった民主党の議員が、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられる内容になっていないと、後期高齢者医療制度は。だから、老人保健制度に戻すだけでいいんだというふうに言ったのが、政権についたら、今度は老人保健制度に戻すだけでも2年かかるということがわかった。混乱を生じさせてはいけないというので、今度は逆に先送りになったんですけれども、やっぱり、お年寄り皆さんが安心して医療を受けられる、健康でいられるという点では、特に健康の問題は非常に保健、健診では物すごく差別されてしまったんです。ですから、健診率が非常に落ちているんです。後期高齢者医療制度の広域連合でも調査しましたら、保健事業費が大幅に減ってしまったんです。25%を目標にしたんですけれども、実際に17%か19%ぐらいにしか。かすみがうらは24%か25%でしたか、健診受けていますからいいですけれども、そういう点では非常に落ち込んでいるんです。

それは何でかということ、自分が医者にかかっている場合は健康診断要らないみたいな、そういうような指導が入ってしまっているのです。やはりそれではいけないということで、やはりもっとも健康診査を受けられるような制度というものにもう一回戻すと。これには老人健康保険制度に戻して、逆に75歳以上になったら医療費の窓口負担はなくすというくらいにしたほうがいいのではないかなというふうに思うんです。

やはり、その財源は国の国庫負担、これを増額させる。そして、国保税の負担を軽減させるということだと思いますけれども、この後期高齢者医療制度の健康の問題についてどう考えるか、市長、ご答弁をお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

詳細につきましては私もわかりませんが、基本的には、その後期高齢者制度というのは批判的な見方をすれば差別というようなことも言えますけれども、逆に見れば、そういった保健制度を維持しながら長寿社会を支える制度としてそれを支援する、そういった大枠の中での制度だと私は考えておまして、種々の課題につきましては改善をしながら、よりよい制度に進めていけばいいのではないかなというふうに考えております。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

それでは、自然と調和した快適なまちづくりの中での第4番目、斎場建設のことで——その前にちょっと確認だけさせていただきます。

第2番目の新たな交通ネットワークということについてですけれども、これは特別何か新しい路線をつくるかということではないと、今の現況を改良とか改善とか、そういうふうな形で考えているんだということですか。そのことをちょっと確認します。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどお話ししましたように、現在計画されている国県道路等の促進を含めまして、市内の連携を十分進めながら、そういったものをよりよく、より早く進めていくという、そういった考え方でまとめたものでございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

それと、3番目のところのこれは、千代田工業団地のほうの企業に対する拡大だと。平成24年にはこれが実現するということですよ。ちょっと金額的に、私は3000万円ぐらいの収益が予想されるというふうに前に聞いたと思うんですけれども、その金額について、市長でなくてもいいんですけれども、金額は幾らぐらいに収益が上がるか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

年間約4000万円強の給水収益が上がるものというふうに試算をしております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

かなり大きな収益かなというふうに思いますけれども。

4番目の石岡地方斎場の建設の問題について、私は合併特例債を使って新市建設にかえたと。これは質疑のところでもた質問をいたしますけれども、私の聞いているのは、いわゆる自治法の第2条の14項、それと地方財政法の第4条の1項に違反しているのではないかとということを聞いたわけです。それはどういうことかということ、中身が問題だということなんです。まず、今の現在地よりも9倍でしょう。それから、火葬炉が4基から8基です。プラスそのうちの1基は予備だと言っていますけれども。私は斎場議会でかなり質問をしましたけれども、非常に数字的なことではあいまいなんです。どういうことかということ、1基当たりの火葬件数を2.5回にするか3回にするかで基数は大幅に変わってくるんです。つまり、焼く手間が3時間なのか、2時間なのかで全然違ってくるわけでしょう。斎場組合のほうの事務局は3時間で考えているんです。とこ

ろが、霞ヶ浦聖苑は2時間ぐらいです。ですから、5基で十分なんです。そういうところにも問題があるんです。

中身を聞いているんです。だから、最少の経費で最大の効果を上げなければいけないというところに違反しているのではないかということを知っているんです。

それと、土地の価格も1反当たり、1,000平米当たり360万円でしょう。これ高いわけですよ。そうしたら、よくよくわかったのが宅地見込み地なんですって、染谷中島山は。どうして宅地見込み地になるのか、ちょっと見込み違いではないのかというふうに思うんです。だって、そこに宅地できないというふうに、だからグリーンベルトつくると言っているんです。ここにも矛盾がある。

それと、もっと私たちのかすみがうら市民にとって困るのが、負担金の問題なんです。負担が多いんです、人口比と比べると。総額が23億円のうち負担が、かすみがうら5億4000万円でしょう、小美玉が7億6000万円、石岡が10億なんです。負担割合は石岡が43.5%で、小美玉が33.1%、かすみがうら市が24.4%なんです。ところが、人口比を見ますと、石岡は半分の50.2%なんです。そして小美玉は32.9%、かすみがうらは何と16.8%なんです。それなのに24.4%も負担をしているんです。そんなにお金があるのかと何回も言ったんです。こういうバランスが悪いから、やはり一番、今、旧霞ヶ浦町と千代田町ですから、旧霞ヶ浦のほうについては十分に対応しているわけですから、ここでなぜこれだけの負担をするのかということなんです。これで、こんなバランスの悪い中身、それと、今言った9倍も広い、価格も高い、さらには基数だって本当に計算上のマジックです。こういうものでいいのかということなんです。その中身についてどうなんですかということを知っているんです。どうぞ。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

何点かのご質問の中でお答えをしたいと思います。

まず、利用計画につきましては、将来の人口、あるいは死亡率等を勘案して、実務的に計算をされた中での計画だというふうに理解しております。

それから、土地の価格の問題。これは当然不動産の鑑定評価、客観的な評価、数社だと思えます。そういった中で評価された価格であります。

それと、土地の面積が大きいのではないかと課題でありますけれども、その件につきましては、ご承知のようにどちらかというと迷惑施設といわれる施設の中で、これまで移転計画が何回も出ては頓挫し、そういった中でようやく実現にこぎつけてきたわけでありまして、1つは、あそこが共有地というようなことで、非常に買収しやすい環境にあったというようなこともある中でのことが1つ。それから、もう一つは、やはりそういった施設なものですから、周辺に迷惑をしないような形で適正な規模をとって環境に配慮したという、そういう中での面積の確保かなというふうに考えております。

それから、出資金といえますか、負担割合の関係でありますけれども、これについても、当初つくる段階におきましては、新治広域なんかもそうなんです、一定基礎的な割合負担の関係で、当初建設する際にはやや人口比よりも負担が多くなってしまうと、そういった、これまでの実績

等も考えながらやってきたわけでありまして、私どもとしてもできるだけ下げてもらいたいというような中で調整はしてきた経緯はありますけれども、結果としてああいった数字になってきたものであります。ただ、今後の管理運営につきましては、当然人口比が主体に運営されると、そんなふうを考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

人口比、それから死亡率、これについても坪井さん、斎場議会にいたでしょう。私がちゃんと説明をしたでしょう。今、死亡率平均1日当たりの件数が5.6から5.4件だったんです。ずっと数字を挙げて、最大の1日当たりの火葬件数は2.2係数を掛けるんだと言ったんです。2.2係数を掛けても、これを2時間で火葬するのか、3時間で火葬するのかによって大幅に違ってくるわけです。だから霞ヶ浦聖苑では2時間程度、ですから十分なんです。今は火葬炉そのものも非常に高度化しておりますから、ですからそこに無駄があるということなんです。無駄遣いなんだということなんです。

それと、今鑑定したからいいだろうと言うけれども、たった2社ですよ。それで、今迷惑施設だと言ったでしょう。迷惑施設なのに、何で宅地見込み地なんですか。ですから見込み違いだと言ったんです。

全部根拠が崩れるんです。そして、自分は頑張ったけれども負担が多くなった人口比、もっと頑張らなければいけないのではないですか。管理運営は決まっているんですよ、もうずっと。管理運営の場合は大体バランスとれています。ですから、そこに問題があるということなんです。それについてはどういうふうに考えていますか。今の点についてどうですか。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

基本的には先ほどお答えしたとおりでございます。規模等につきましても、当初の規模よりも大分縮減をいたしまして、再度練り直した経緯もございます。

それから、土地等につきましても、そういった中で客観的に決めたわけございまして、決して行政側が地主に対して条件を出したということはございません。逆に言えば、そういった中で買収ができたということも、私は言えると思います。

それから、負担割合につきましても、当初示された額よりは一定、こちらの条件の中で引き下げた経緯がございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

ごみの減量化というか、資源化についてなんですけれども、今EM菌ですか、この生ごみ処理の取り組みというのが全国に広がっているようであります。私もそのEM処理をしたやつを自分

のところ埋めて、小さい畑に利用しているんですけども、これは行政が後押しして農協、いわゆるJAと一体となって組織的に堆肥化をして活用をすると、そして作物や生産に生かすというこの実践例がかなりあるらしいんです。全国的な成功例なんかを積極的に視察して、具体化して、実践に移すというのが大事なのではないかなと思うんです。

我孫子市、私はまだ行っていませんけれども、我孫子市ではそれをきちっと行政が後押しをしているということをやっているそうなんです。ですから、そういうふうに、やはり民間の努力だけではなくて、本当に組織的に行政が応援をしてやっていくというふうにすれば、今の新治広域のごみ処理施設も、生ごみが少なくなったら大変助かると思うし、その生ごみが有効に生かされたら、もっとすばらしいものになるのではないかなというふうに思うんです。

そういう考え方というか、それが具体的なものとして実践、その方向性を、やっぱり検証していくためには、その取り組みがすぐにでも必要だというふうに思うんですけども、あゆみ祭りでもそんな発表をしていた団体がありましたよね。私もあのときEMのペットボトルみたいのをもらいましたから、そういうことについてはどうでしょうか、市長。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

EM菌につきましては、私の郷土で琉球大の比嘉先生が開発された菌だと思っていて、これは全国的にこういった形で、民間ベースで大分土づくりなどを含めて利用が進んでいる実態は、私も聞いております。私も、かすみがうら市でもそういった生活改善グループですか、そういった中でおいを消したり、あるいはまた下水道なんかを清掃したり、そんなことに使っているというふうに聞いておまして、まだ民間ベースでありますけれども一定の効果があるということをお聞きしておまして、行政としても少し研究をして、こういったものについては少し取り組んでいかどうかを調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

ぜひ、やはり一年一年先送りしないで、具体的に実践をするというふうにしていただきたいなというふうにして、私の質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君の質問を終わります。

続いて、発言を許します。

18番 栗山千勝君。

[18番 栗山千勝君登壇]

○18番（栗山千勝君）

大分議会の運営の仕方も変わってきてまして、暫時休憩も少なくなっただけで、1時間ぐらいで休憩に入るというのが今までの例だったんですけども、その休憩もなしで連続というとなかなか疲れるというようなこともあるので、少し休ませてもらうのも頭の働きにはいいのではないかなと。職員にすれば、頭の働きが悪いほうがいいんでしょうけれども、そういう観点からちょっとお伺



いします。

財源のこの確保について、県・国へ要望どのようにされているか。

以前に坪井市長と、国のほうの元国交省の事務次官が私ちょっと知り合いだったもので、要望に行った経緯があります。要望に行った結果は出ております。しかしながら、行く前の日だったか、副市長さんが栗山議員と行くと、ほかの議員から反発食らうから行かないほうがいがつべという話が聞こえてきたんです。ばかなことを言っているなど。これ問題ですよ、だれが要望に行き、予算を獲得するならだれが行ったって私いいと思うんです、とれるのならば。

そういう観点から、国への要望をどのようにされているか、あと県への要望。県へは私ちょいちょい行っているもので、市の職員がどのぐらい要望に最近行っているかということ調べたら、ほとんど来ていないよというような話も聞いているわけで、この件について積極的に要望には行ったほうがいいのではないかと私は思うんですが、いかようにされているかお伺いします。

次に、投資的工事による歳入は見込まれないかと。昨日もちょっと話しましたが、投資的工事というようなことで入れましたが、旧千代田町では下水道の宅内ますですか、町の予算でもって相当な数の宅内ますが入っていると思われま。現に、はっきり私が知っているだけでも4戸ございます。そういうものを、結局家が建たなければ活用できない。家が建つことに対して初めて負担金もらおう。これ非常に問題なんです。それより問題なのが、その宅内ますを町の予算でつけて、その整理簿もないということ。この件について速やかに調査して、やはりこの負担金はもらったほうがいいのではないのかなと私は思いますが、いかがでしょうか。

次に、職員の育成について。人事評価についてはきのうちちょっと聞きましたんですが、人事評価しても、片方評価すれば片方が反発するというようなこともあるでしょうし、私は余りこの件についてはいいことではないのかなと思うんですが、きのうこれ聞いたので、答弁は結構です。

組織全体の共通認識と能力開発。これについてどういうことをされるのか、お伺いしたいと思います。

次に、環境問題ですが、ごみの資源化とごみ減量推進についてということで、佐藤議員のほうからいろいろ質問されましたが、EM菌についても、自治体によっては成功しているところもある。取手市なんかは結構積極的に取り組んでいるやにも聞いているわけですが、逆な立場で、福岡県の、ちょっと町忘れましたが、これ大失敗してしまったんです。それで、比嘉教授の講演、私聞きましたが、まず、ラップ大きいんですね。霞ヶ浦あしたにでも浄化されるような話をするんですよ。これは事実の話ですから、私がラップ吹いているわけではないですから。

私ども、霞ヶ浦町ときに愛媛県に視察に行ったんです。そのときに、圓城寺議員が行ったか、行かないか、ちょっと定かではないんですが、愛媛県の工業技術院というのがありまして、そこに愛媛あい何とかという、今ここに資料持っていないんですが、非常にこの菌の培養に安全なものを使っている。イースト菌とか納豆菌とか。それが東洋レーヨンの大きい工場で下水道の浄化に利用されているというような話もお伺いしてまいりました。

この培養菌によってそういう取り組みもいいんですが、安全性が確認されていないんです。だから、単純に使ったからいい場合もあるし、逆な場合もあるし、これも非常に市でもって真剣に取り組んで、いろいろ考えてもらいたいと思うんですが、このごみの減量化の問題で、私もこれ何回も聞いているわけです。新治広域でも一昨年に徳島県の上勝町へ視察に行つてまいりました。

ごみウェイストというようなことで、100%ごみゼロです、あそこは。これは井坂議員も圓城寺議員も参加しているので、大分行った結果についてはよかったというふうに聞いているわけでございます。

その町の反映を受けて、東京の町田市が今取り組んでおります。町田市はごみゼロ、特に生ごみゼロにしようというようなことで取り組みをしているそうです。当市でも、こういう提案は何回もここで私しておるんですが、特にこの場合には農業が主なんで、家庭ごみは畑地に持って行って埋めれば自然に分解するんです。そういう取り組みを積極的に推進したらいいのではないかなというふうに私思うんですが、なかなか腰上げない。仕事すれば骨折れますから、職員というのは、やらないでサラリーもらったほうがよっぽどいいんです、これは。これは人間、全部そうですから。しかし、人によっては、農業の人は結構いるんだよ、ここに。これ働かなければ結果出ないんです。冬のあの寒いのに、4時、5時には起きて、ハス田へ行ってエンジンかけて、氷を割りながらハスを掘っている。それは金になるから掘るんです。

だから、やっぱりね、それはわきの話ですが、職員がやる気にならなかつたら絶対にこれできない。そういうものをどのように積極的に進めていくのか。昨日、所用があって千代田庁舎の近くまで行きました。マルツボ食品の加工センターではないんですが、あそこにちょっと、私も質問した以上視きに行ったら、焼却炉で火を燃していたんです。けさほど聞いたら、梨の剪定枝を燃したんだと。燃す、燃さないは本人の自由だけれども、やはり資源化というものをうたってあるのであれば、市長みずからが梨の剪定枝なんかはチップにすれば幾らでも再利用できるんです。今、チップそのものが足りないんです。燃すことだけが能ではなくて、やはりそういう再利用も大事なので、この件について町が積極的にどのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

農業問題について、付加価値の高い農業振興というようなことです。これ施政方針の中で、「広大な農地があり、県内有数の農業地帯であります。農業従事者の高齢化、担い手の減少など、農業を取り巻く環境は年々厳しさがましてあります。地域の特徴を踏まえた取り組みや、産地間競争を勝ち抜くために、新作物の推進や湖山の宝ブランドの育成を図り、消費者ニーズに対応した付加価値の高い農業振興」と。これが付加価値の高い農業振興というのはちょっと理解できない部分があるんです。普通、農産物に付加価値をつけて販売するというのはわかります。マルツボ食品なんか安い農産物を買ってきて、付加価値つけて高く売る、それが一番いいんです。この付加価値の高い農業振興というのはどういうものなのか。

農業振興そのものが、今の農業振興を図るといっても非常に難しい。例えば、農業法人つくって土地をまとめるといってもなかなかまとまらない。PL法でもって融資を受けるにしても、融資対象が農業振興地でなければだめだよと、そういう制約がある。そういうところを、やはり市が積極的になって進めなければ、何とも対応できない。どんどん荒廃地がふえていく。現状維持をしていくのが精いっぱい、現状維持できなくなります、後継者がいないんですから。

そういう観点から、付加価値の高い農業振興についてどのようにされるのか、まずお伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

もう一点、最後の行政運営も。

○18番（栗山千勝君）

どうもすみません。もう一つありました。

行政評価システムと予算・決算管理との連動など、効率的かつ効果的な事業管理とはいかにと。市長の考えをお伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時09分

---

再 開 午前11時21分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

栗山議員の質問にお答えいたします。

まず、冒頭、昨日来私の私的なことも含めまして、大変私の心遣いが足りなかったことについてご指導賜りまして、御礼を申し上げたいと思います。

初めに、財源確保につきましての国・県への要望につきましてお答えいたします。

事業の実施に当たりましては、それぞれ国や県の補助金、交付金制度があれば要望活動を行っているところでありますけれども、先ほどのご指摘のように不十分であるのご意見でありますので、今後とも議員さんのご協力をいただきながら対応してまいりたいと思いますので、どうぞひとつその辺のご教示についてもよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それから、2番目の投資的関係につきましては下水道関係のご質問でありますので、後ほど担当部長から答弁をいたさせます。

それから、組織全体の共通認識と能力開発についてでありますけれども、各職員の長所、育成すべき点などを上司が見つかる努力をしながら、職員同士お互いに刺激をし合って、相互啓発的な業務遂行を心がけることによりまして、組織全体としてよいところを伸ばす、そして改善すべきところを育成していくことが必要だというふうに考えているところであります。来年度からの主任、係長、課長補佐等の昇任試験を実施するというようになっておりまして、これまで経験年数等によりまして昇任をさせることとしておりましたが、今後は向上心の高い職員を支援して、その結果、組織全体のレベルアップが図ればよいというふうに考えております。これにつきましては、大変職員の育成、あるいはまた組織の共通認識という面でも何点か、昨日来ご指摘、ご指導等もいただいておりますので、その辺につきましても今後ともいろいろとアドバイスをお願ひしたいと考えています。

それから、ごみ資源化と減量の推進につきましては、先ほど佐藤議員にお答えしたようなことでありますけれども、この件につきましても、新治広域の議員として、いろんな意味でご指導、ご協力いただいておりますとともに、先進地の視察等も昨年度は上勝町、私も一緒に行かせていただきまして大変教訓になったところでありますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、付加価値の高い農業振興であります。この件についてお答えいたします。

付加価値というのは、農産物そのものが大変いろんな農産物があるわけでありましたが、その中で品質であるとか、つくり方とか、また販売力とか、そういったものを強化しながらやっていくというようなことかなというふうに考えておりました、また、きのうの新聞に載っておりましたが、民主党政権の中で6次産業法案、そういった方向もいろいろ検討されているようでありまして、生産と加工とマーケティング、そんなものを通しながらこの地域全体の産地のレベルアップ、あるいはまた付加価値をつけていく、そんな方向で取り組んでいきたいと考えています。

我が市におきましても、ご承知のとおり湖山の宝というブランド名を命名いたしまして、幾つかの商品開発もしているところでありまして、今後ともそういったものを実質的に生産者、あるいはまた加工業者の民間レベルでそういった取り組みがさらに進むよう、後押しをしていきたいというふうに考えておりますので、ご指導等をお願い申し上げたいと考えています。

それから、効率的かつ効果的な事業管理につきましてお答えをいたします。

平成19年度から行政評価システムの構築に取り組み、平成21年度からは事業型予算の導入、人事評価との連携を行ったところであります。そんなことによりまして、事務事業の評価、行政評価の結果が、予算や決算に積極的な形で反映されるようになったわけでありまして。この件につきましても、よりよい運用を目指して改善していきたいと思っておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

以上でございます。

**○議長（桂木庸雄君）**

土木部長 松澤徳三君。

**○土木部長（松澤徳三君）**

先ほどの栗山議員さんのご質問の中で、下水道の公共ますの設置者に対する負担金の徴収というお話だったかと思っております。議員さんご指摘のように、公共ます、宅地内に1つ、工事に伴って設置をしてきたという通常の経過がございます。

今回のお話の公共ますにつきましては、工事のときに設置をされたものとは思いますが、負担金につきましては、徴収猶予という制度を利用した土地ではないかというふうに考えます。その負担金の徴収猶予という内容につきましては、市の下水道事業の受益者負担に関する条例の9条と、それから施行規則の第10条に定められ、その制度を活用しての土地の件ではないかと思っております。これにつきましては、公共下水道事業の中での徴収猶予の軒数、現在2,100軒ほどございます。なお、この規則の中で、宅地になるまでという基準がございます。そういった中で、現在も徴収猶予の土地から宅地にされる方がおるわけですが、その際に負担金をちょうだいしているというような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

**○議長（桂木庸雄君）**

18番 栗山千勝君。

**○18番（栗山千勝君）**

財源の確保について、国・県の要望の関係なんですが、この要望にはいろいろ内容的にはあるわけですね。なぜ私は要望に行ったほうがいいかと言うのは、非常に有利な補助金等があるわ

けです。合併前のことをいろいろ調査してみれば、旧千代田町では補助金等は余り活用していない。旧霞ヶ浦は補助金に頼っているというようなことなんです。交付金に頼ったほうがいいのか、補助金に頼ったらいいか、それはちょっと私はわかりませんが、いい例が、岩坪から柏崎へ行くところが補助金、国補事業です。市長から、旧議長のところの根当の街道は、あれ一般財源なんです。ちなみに、あそこは約1億円。うちのほうは1億2000万円。一般財源のうちどのぐらいの金が戻ってくるかはわかりませんが、補助金のほうが平均して有利だというふうに職員からは聞いているわけで、やはりどンドン県・国に要望に行ったほうがいいのではないのかなど。ちなみに、たまたま行ったら、坪井市長さんは何をされていますかという話も聞き及んでおります。

そうされないためにも、桜川市ではないけれども、区長会とかいろんなどころへあいさつに行くのではなくて、どンドン県でも、国でも、そっちを率先して行ったほうがいいのではないのかなど私は思うわけで、県職員にも、市長さん何やっていますかなんて言われぬように頑張りたい。これは答弁結構ですからね。

あと、投資的工事の歳入見込み、これ宅内ます、条例はそうなっているかもしれないけれども、非常にこれ不公平が生じる。今聞いてみると2,100軒ある。この件については、議会事務局を通してどのくらいあるのかと、調査してくれと言ったのに、いまだに私のところに返ってこない。けさも言ったけれども返ってこない。別に私は軒数がどうのこうののではなくて、この宅内ますを歳入として入れることができないのかと、それだけの話なんです。

今、答弁したから悪いんだけれども、2,100軒の中には1戸に1つだというような答弁をされたけれども、4反5畝に4つというのがあるんです。分譲するんだか、私は何だかわかりませんよ。4反5畝に4つということは、例えばそれ分譲にした場合には、今度はどうつないでいくのか。新たに戸一戸取り出してとるのか。これ非常に問題なんです。2,100戸というのが出てきたので、ひとつ部長、言いますけれども、おたくの部下の下水道課長、わからないと言うんだから。2,100戸というのは、これはもうすっかりできている話でしょう。課長がわからない話ではないんです。二、三日で2,100戸なんて調べようがないんですから。

条例改正しても、市長、これは歳入に入れるべきだと。いろんな問題発生していますからね、これにおいて。この間も発生しているんですよ。宅内ます1つ入れました。平米300円でもって、面積はわからないけれども、多分1反歩ぐらいかと思えます、300坪、1,000平米。1,000平米が1つで、だけれども分譲にするから細かく切るわけです。だけれども、1,000平米の分の金を払っているのだから、ここのを引いてくる人はそれできないと。そういう問題が事実発生してきているんです。ここの議員の中にも、それ知っている人がいるんです。だから、ちゃんとこれ条例改正しても、この問題について私きちんとすべきと思うが、市長、いかがでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

私自身、よく実態認識しておりませんが、少し研究をさせていただきまして検討してみたいと考えております。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

最高責任者だから、これきちんとしてもらいたいんですが、議会对策答弁にも非常に困る話で、事務局長にもひとつこれお願いなんだけれども、私はお願いしておったんだから、その前にそういうものは私のところに資料として出してくれてもいいのではないのかと。だめならだめでいいんですよ。議長、きちんと事務局長指導してやってください。

次に入ります。

この能力開発の関係なんですが、いつもこれ、施政方針というのは同じような内容なんですよ。これはかわりばえない。できるか、できないか、やるか、やらないかの話なの。これ、職員の中には、組織だから当然管理職がいるわけです。地方公務員法の中か自治法か私はわかりませんが、やはり上司の命令には従わなくてはならないという文言があると思います。これ、上司の命令に従っていれば、いろんな問題発生してこない。部下が上司をなめているのか、上司の指導力が悪いのか、これどちらかなんです。だから、指揮命令系統がきちんとしていれば一番いい話。昨日も聞きましたけれども、窓口の対応の悪さ、副市長は市長に報告していないと言うんです。2日続けての話だから、当然こういう問題はね。さらに担当課長は、他の職員に聞けば、1カ月に1回ぐらい回ってくるというんです。それでは内容わからないですよ。そういう中にも、職員にちゃんとやる方もいる。宍倉出張所の男の職員だけれども、これ前も私は議会でよくやってほめてやったんですが、口数は少ない、愛想も決してよくない、対応がいい。そういう職員もいるんです。ここの認識があつての話なんでしょうけれども。だけれども、地方公務員は、きのう言ったけれども、憲法15条に従わなくてはならない。管理職は管理職としてきちんとやらなくてはならない。ただ、毎回毎回、私二十何年議員やっていますが、施政方針のたびに、職員の教育関係については私はいつも聞いておりました。一向によくならない。ますます悪くなってくる。個々の認識も大事でしょうけれども、やっぱり管理職の指導力。怒ることも大事でしょう、褒めることも大事。きのうは大竹教育長に、栗山議員さんいいネクタイですって。実は2,500円のネクタイなんですよ。やっぱり褒められて悪い気持しないですよ。褒めることも大事、しかることも大事。しかつた後は褒めてやる。私、70歳になっても褒められれば悪い気しないんですよ。よく、そのことは圓城寺議員が言葉にしていますけれども、やっぱりそこらになるとトップの指導力なんですよ。毎回毎回、こういう施政方針で職員の育成についてなんてやって、百もしない。

今後、どういうふうにかきちんとやるか、やらないか。ここできちんと答弁してください。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

職員の指導という、大変高い見地からのご助言を賜りまして、御礼申し上げたいと思います。

非常に、職員それぞれ、私は能力持っている職員がこの市役所を支えているというふうには、そこが私は基本でありまして、そういう中で、やはり今言われたように、しかること、褒めること。そして、やはり職員そのものが自信を持ってやっていただくという、上から管理するだけではどうしてもだめでありますけれども、そこを主体的に、自発的にやれるような、やる気といいますか、そういったものが一番職員の力を発揮できる基本ではないかなというふうにお考えを

て、そういったものを具体的にどうこうということではございませんけれども、そういった意識づけをするためにさまざまな形で取り組む決意でありますし、またそれにつきましては今後とも栗山議員さんの高い見地からのご助言とご指導をお願い申し上げたいと、そんなふうを考えております。

どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

高い見地からご助言なんて言われたって、私は職員指導する立場にもないし、幾らできの悪い職員怒ったって、一つもよくなりませんよ。だからこうやって聞いているんだから。その都度、返ってくることは皆同じなんです。市長の前に副市長がいるんですから。その前に総務部長がいるの。私、副市長にさきの議会で言ったでしょう。副市長は全部の施設を回ったことがあるのかと。何も用がなくて、ふらっと各課回って歩くのも一つの仕事なんです。これ、市長もしかりだと思ふ。そんなことを言っただけなんです、前の市長さんはふらっと、たまに、突発的に全部回っていました。ああいう方だから、冗談言いながら回っていたけれども、何も言葉かけなくてもいいと思ふ。それで、だめなところは監視カメラきちんとつけておいてやるんですよ、後で精査できるんですから。私、施政方針でこういうものをうたっているから聞いているんですから。幾ら言っても直らないから。そういうできの悪いのほどかわいいと言うけれども、やはりそういう人材を育成するのもこれ一つ。

きのう、私憲法15条のところであつたけれども、あれ、衆議院になられたエイズ患者の方の新聞記事、平成12年にあつたのをたまたま私がぼっと持ってきて話したわけなんです、職員はほとんど知らないと言うんです、突発的に聞いても。そういう記事が載っていたからしまつておいたの。許されるのであれば、一番担当部署を人事する総務部長あたりにきちんと整理してもらえればいいなと思ふんです。許されるなら、答弁が。どうでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまの栗山議員から、職員の管理面等いろいろご指摘をいただいているところでございます。これらについては毎年の研修等、またいろいろな市民からの声をできるだけ職員に連絡をいたしまして、そのような点については改善をしていくということでやっているわけでございますが、これらについてはこれからも、それぞれの職員の能力の関係もございまして、私のほうからも十分連絡等によりまして、そういうご指摘がないように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

こういう質問は何回も何回もされないように、市長、やってもらいたいですよね。こんなもの、

質問したくないんです。仕事まじめに働くのは職員の任務だから。サラリーもらっているんだから、先ほどではないけれども。沖縄県の平均のサラリーというのは205万円だそうです。東京が450万円だそうです。それからすれば公務員は非常に高額な給料をもらっているんですから。給料をもらっているということは、それだけ働いてもらわなくては困る。これ当然のことですよ。我々議員だって一生懸命やれば、もっともっと上げたって市民何の文句も言いませんから。やらなければまた文句を言われる。

そういうことで、今後頭に入れて、職員を指導していただければ幸いかなというふうに思います。

次に、この農業関係なんですが、皆さんくたびれているようなので、あとは質問なしにしたいと思います。

以上。

#### ○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君の質問を終わります。

続いて、発言を許します。

19番 山内庄兵衛君。

[19番 山内庄兵衛君登壇]

#### ○19番（山内庄兵衛君）

施政方針について質問いたします。

大変施政方針も素晴らしい内容でありましたけれども、その中で4点ほどお伺いをしたいと思います。

1つは、健康保険の問題でありますけれども、市長もため息をつくほど本市の健康保険は高いわけでありまして、不納欠損処分もさることながら、施設が余りにも多いのではないかなと思うんです。今、その生まれたところから籍を持ってこなくてもその市町村で出すようになっていましてけれども、施設の中では五十数名も健康保険から出している人もいるわけだし、何社かありますけれども、17施設を持ったかすみがうら市。これらの中には、直接健康保険から出していなくても、福祉の会計からは一般財源です、それらについてもみんな建築をする場合には相当の補助金を出しているわけでありまして、1つの施設に5000万円としたって大変でありまして、中には1億を超える施設もありますけれども、どんどんふえてきます。

平成35年には、最大の老人数が多くなるんですけれども、それからはだんだん落ちるわけですが、今、ある程度の規制をしていかなかったならば、この町は本当に健康保険払い切れなくなるほど、こういうものもあるのではないかなど。他の町村と比べて施設が余りにも多過ぎるのではないかな。床数があるからといってそれらを許可するのでありましようけれども、ほかの市町村を見てみると、このかすみがうら市ほどはない。ここいらの規制をしていかないと大変ではないかと思うので、健康保険の軽減についてこういうこともあるので、市長の考え方についてお伺いをするわけでありまして。

次に、「少年のつばさ」についていろいろありますけれども、大変見た目は素晴らしいんです。グローバル化時代に国際感覚を身につけようというわけで、オーストラリアに行っています。これは、霞ヶ浦の町から始まったことで、かすみがうら市になっても継続でやっているんですけれ



ども、最初、合併のときには40名だったんですけれども、今は30名になりました。予算が850万円とってやっている。去年は新型インフルエンザで中止をされて、こしは今の中学3年生と2年生と合わせて1700万円計上されているわけでありましてけれども、私は、国際感覚を身につけるということだけであつたらば、今、きょうの新聞にも載っていますけれども、今度は茨城空港から韓国に遠足に行くところもありますね。そういうことでも身につけられることができると思うんです。750万円も補助金出すのならば、そういうことだって国際感覚を身につけられる。もっといい方法が、しれとるならグアムだってできるかと思うんです。30人という制限の中には、行きたくても行けない、父兄から随分聞かされているんです。私のところでは兄弟があつたけれども、あの家は兄弟で行ったんだけど、うちは2人の子どもがあつたけれども行けないから、あきらめたから希望しない。これはえこひいきであります。

私どもの税金から賄っているわけでありまして、ここいらはもう少し考えて、850万円を招致青年を対応しても2人の指導員は頼めるわけでありまして。そして、お互いに英語の勉強をさせるということも、30人が一歩進むより、全校生徒が一歩進むことのほうが、私はこの市では大事ではないかなと思うんです。

ここいらの考え方、何回か私も監査等でも言ったことがありますけれども、ここいらの考え方をもう少し考えたほうがいいのではないかなと思うので、市長の考え方を聞かせていただきたい。ただいいところだけを見ているのではなくて、残された生徒たちのことも考えてお願いしたいと思います。

その次、3番目、山林の育成についてでありますけれども、私も山持ちでありますけれども、山の木は一つも売れません。税金だけはばつちりと取られますけれども、山の木は一本も売れません。山は荒れ放題になってまいります。雪入で都賀さんといううちが一番多く持っているんですけれども、今までは一生懸命やった、みんな子どもたちも勤めになってしまいました。本当に、昔は材木がどんどん出ていったのに、今は材木なんか出ないです。私の隣にも木材屋さんがありますけれども、たくさん材木が重なっています。この材木はみんな処分してきたんだと言うんです。それで処分料をもらっている。昔は大変な金額で買ったんですけれども、そのようなパルプが安い時代になってはきましたけれども、民主党の政権になったら、山の間伐や何かの補助金は中止するというようなことで仕切りをされたようであります。さらには農道も、これは予定にはありませんけれども、農道の舗装も切るということでありまして、農道はちゃんと舗装しなければシノが出ちゃって、もうそれから入れなくなります。そうすれば、荒廃地がさらに再生しようとしたってできなくなるわけですから、こういう民主党の考え方、農業を知らない仕切り者がいたことには、私は憤慨しております。

この市でも、山のそういう間伐や、そういうものについてのなには、上からの指示でどのようになっているかをお聞かせいただきたいと思います。その中で、整備事業推進施策があるようでありますけれども、これらについてもご答弁をいただければと思います。

歩崎のビジターセンターの活用問題でありますけれども、我がかすみがうらの町でも千代田町は「果樹のふるさと千代田町、果樹のふるさと千代田町」、代々の村長・市長が「果樹のふるさと千代田町」、これで宣伝をしまりました。これは大きな宣伝です。坪井さんになってから「果樹のふるさとかすみがうら市」なんて声は1回も聞けなくなって、客もどんどん減ってき

ました。

今度は、この歩崎に観光拠点を向こうに設ける。果樹のなにはこのかすみがうらの庁舎だと私は思うんです。ここいらの取り組み方で、だんだん果樹のことは向こうに行って、水産事業だけがメインになるみたいな考え方ではなくて、やっぱり果樹がこれだけあるんですから、多いときは果樹観光をやった人も75名ぐらいいましたけれども、今、2つに分かれても、それでも五十五、六名はいます。そのほか、観光としてやっている庭先販売をしている人が100軒以上あります。

そういうことで、果樹に対する考え方がちょっと弱いのではないかなということ、長の考え方と取り組みについてのお考えをお聞かせいただきたいと。

以上です。

#### ○議長（桂木庸雄君）

これより、昼食休憩に入ります。

再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午前11時57分

---

再 開 午後 1時31分

#### ○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

〔市長 坪井 透君登壇〕

#### ○市長（坪井 透君）

山内議員の質問にお答えをいたします。

初めに、国民健康保険制度の中で、医療費給付の抑制策として具体的にどのような対策を図るのかという質問に対しまして、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、国保会計の運営につきましては年々厳しい状況になっております。内部的には、医療給付費抑制の取り組みといたしましては、ジェネリック医薬品の利用の推奨の観点から、ジェネリック医薬品希望カードの各戸配布や、保健師と担当職員によります多受診・乱受診者宅への訪問指導等を実施しているところでございます。

さらに、特別養護老人ホーム等の施設入所に伴う国保会計の影響等につきましてご指摘がございましたが、さまざまなケースがありまして一概には判断できない内容かと思っております。実態と制度的な内容等につきましては、担当部長から説明をいたさせます。

次に、少年のつばさについてお答えをいたします。

中学生海外派遣事業の「少年のつばさ」につきましては、将来を担う中学生を海外に派遣をし、国際感覚を養うとともに、広い視野から郷土や国家、国際社会に対する理解を深めることを目的に、平成4年度から実施をしているものであります。昨年度は、ご承知のとおり、新型インフルエンザ感染を防止するために事業を中止いたしましたので、平成22年度は2年生と3年生の各学年30名、合わせまして60名を派遣する計画であります。

なお、ただいまご意見としていただきました内容については、教育委員会の考え方として教育

部長からお答えをいたします。

次に、山林の育成についてお答えいたします。

身近なみどり整備推進事業につきましては、平成20年度に茨城県で森林湖沼環境税として森林と湖沼の環境保全を図るため県民から徴収し、これを事業として実施するものであります。事業期間は、平成24年度までの5カ年として計画をされておりまして、県の補助事業となっているところであります。事業の内容は、山林の除草刈り、枝打ち、間伐等を実施するものであります。

本市でも、平成20年度から身近なみどり整備推進事業として取り組み、30ヘクタールの荒廃した山林の整備を行ってきました。平成22年度につきましては、昨年度の2倍の20ヘクタールの事業を予定しているところでございます。

ただいま、環境保全の立場などから間伐への取り組みについてご意見がございましたが、これらの制度を積極的に活用し、自然環境豊かなこの緑の大地を次世代に引き継いでいけたらというふうに考えております。

なお、今回、国の事業仕分け等の議論を踏まえまして、農道整備事業が原則廃止する方向で示されました。これらの概要、影響等につきましては、担当環境経済部長からお答えをいたします。

次に、歩崎ビジターセンターの活用施策等につきましてお答えをいたします。

かすみがうら市には、旧霞ヶ浦町、旧千代田町の時代から築いてきた歴史や地域資源がございます。このたび計画を進めております歩崎公園地域は、郷土資料館を初めとするさまざまな公共施設が集中しております歩崎地区の魅力ある拠点づくりとして計画した内容でございます。観光を初め地域の活性化、地域の元気づくりの起爆剤としての役割を担う施設として、旧佐賀保育所の跡地を利用して設置を進めるものであります。

具体的な活用策といたしましては、かすみがうら市が東西に長い地形となっていることから、霞ヶ浦地区の観光交流活動の中核的な役割を担う施設でありますけれども、あわせまして、本市全体の観光情報の発信やイベント等についても担当する予定でございます。

なお、かつて果樹のふるさととしてにぎわいを見せておりました果樹観光の振興策につきましては、新しくなる霞ヶ浦庁舎にも入る観光商工課が主体で担当しますが、観光振興や地域振興、さらには本市のイメージアップを図るために、各施策につきまして広報部門や農林水産部門、地域振興担当部門など関係部門が一体となって取り組む方針でありますので、さらなるご助言、ご指導をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 菅谷憲一君。

[保健福祉部長 菅谷憲一君登壇]

○保健福祉部長（菅谷憲一君）

大変失礼をしました。

それでは、私のほうからは国民健康保険制度の中の社会福祉施設と、それに伴います保険料についてお答えを申し上げます。

当市におきます福祉施設等につきましては、議員ご指摘のとおり、特別養護老人ホーム等を初めとする数多くの施設がございますが、現在は、これらの施設の増設は介護保険事業計画の中で

認められないことになっております。また、施設と介護保険料の関係でございますが、当市以外の方が当市にございます施設等への入所をする場合には、住所を移す前の市町村が引き続き保健所となる住所地特例措置がございます。この制度によりまして、当市においての負担増は伴ってきませんので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

**○議長（桂木庸雄君）**

教育部長 横瀬典生君。

〔教育部長 横瀬典生君登壇〕

**○教育部長（横瀬典生君）**

少年のつばさについてお答え申し上げます。

先ほど市長が申しあげましたように、昨年度はご承知の事故から中止としたものでございまして、この判断は市としましても賢明なものであったろうというふうに考えているところでございます。そしてまた、幾分なりとも事故の縮小に貢献したものであろうとも重ねて考えているところでございます。非常に残念でございましたのは、子どもたちのことでございました。

このことを教育的な視点から重く受けとめまして、本年度は、昨年度21年度よりも、30人から60人へと拡大をし、実行をするものでございます。広く子どもたちにチャンスへのチャレンジを期待するものでございます。

そして、将来、社会を支える子どもたちの健全な育成に寄与しようという考え方でございまして、いろいろご指摘をいただいておりますけれども、何分ご理解をいただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

**○議長（桂木庸雄君）**

環境経済部長 坂本裕司君。

〔環境経済部長 坂本裕司君登壇〕

**○環境経済部長（坂本裕司君）**

山内議員さんの質問にお答えします。

3点目の山林の育成についての関連での農道整備の件でございますが、先ほど市長のほうからも答弁があったように、国のほうの事業仕分けは出ているのですが、県のほうの方向づけについては、明確な方向づけは出されていないという状況もありまして、新年度県単土地改良事業ということで、高倉地内の農道整備を予定しているところでありますので、よろしく願いいたします。

**○議長（桂木庸雄君）**

19番 山内庄兵衛君。

**○19番（山内庄兵衛君）**

市長の取り組み方についてはおおよそわかってきているんですけども、施設が余りに多い。35年までにはどんどんまた老人がふえるわけですから、まだまだ枠が出てくると思うんですけども、その後は、今度は逆に少なくなってくるわけなんですけれども。けれども、それらの施設に対する負担が、今部長から言っている、個人的な負担はなくても、施設に対する負担は税収一般財源から出さなくてはならないというのがあるので、ある程度の規制をしないと、かすみ

うら市内に17もあるんですから、これ以上ふえていったら大変ではないかと思うわけでありますので、そこらの考えを、今後もどんどん認めるのか、絶対やらせないのかということで、イエスカノーでも結構ですからご判断をいただきたいと。

それから、少年のつばさについては、グローバル化の時代に国際感覚を身につけるなんていうのは、言わなくたって、だれが言ったってわかるんです。ただ、それを選んでいる、我々は、中学校まではちゃんとした義務教育ですから、高等学校と違う。義務教育の中では全部の生徒が利益を得なくてはならないということを私は常日ごろ言っているんです。だから、30人、10分の1ですよ、これは。10分の1の生徒が10歩進むのか、全体の生徒が半歩進むのか、1歩進むのか、このほうが問題だろうと、義務教育では思っているんです。だから、英語の先生を2人頼んでも、850万円あれば2人頼めるんですから、ことしは1700万円なら4人頼めるわけだ。国際感覚をそんなに無理して、ひねくれちゃっている子どももあるんですよ。私、何人か親に聞いたら、うちの子どもらなんか、長女のときもだめで、今度は次女のときもだめで、長男は行ったんだけど、あっちの家は2人も行っている。だから申し込まないなんて、これはえこひいきがあると決まっているんです。PTAの役員とか学校の先生の子どものとか、いろいろ役を持っていると、それらを選ばなくてはならないということも、ないとは言うけれども、試験でやっているわけではありませんから、こういうのもある。元気つけたり何かするための試験や何かは、成績のいいのとかでとりますよというのはいいけれども、全体的にはやっぱり、義務教育の中ではどこの子どもも平等だと思っただけです。1年間に30人、10分の1だけ教育するのではないと思っただけです。高等学校ならしょうがないですよ。中学校は義務教育なんだから、そこらの観点を忘れたなら、私の学校には非常に差別があった。私らの子どもまで差別があった。だから、私は差別のことについては厳しい。これは絶対差別があると思うんだ。これだけは、私は全体の考え方で先生方を頼んで英語を勉強させる。だったらば、全校生徒をグアムあたりまで旅行に行かせるとか。遠足だってそのくらいで、2泊3日でできますから。それから、きょうの新聞でも出たでしょう、茨城空港からある学校がソウルに遠足に行くと、2泊3日で行くというようなのがきょう出ていますよね。だから、そういうふうに、茨城空港を利用するには1年先でないといけないそうですけれども、それだって国際感覚を身につけることは全体の生徒の中でできると思うんだよね。

だから、850万円かけるのならば、私はそのほうが大事なのではないかなと思うので、そこらの考え方をもう少し、義務教育の中だということのを忘れてはならないかと思うんです。みんな子どもの家では、子どもというのは学校の先生に人質にとられているのと同じなんですから、PTAの、学校の先生が話がわからないなんていうのは、先生が言うことは何でも通ってしまうから。だから、世の中に出てくると大変なんだよね、会議や何かで。だから、そこらのところで、もっと父兄の声が聞こえる範囲で耳を傾けて、本当の父兄の目線、市長が言うには市民の目線になる、父兄の目線で教育委員会は考えてもらいたいなと考えておりますので、これらについての考え方をもう一回お願いします。

それから、緑の整備、これはCO<sub>2</sub>の問題から、今はもうラワン材というのはとれなくなってしまったんですね。それでも1分間に2町8反歩ずつ、今世界から森林が消えているんです。やがて、ブラジルの原始林もなくなってしまうだろうという騒ぎをしているときですから、やがて、今は日本の用材というのは北方からほとんど入っているんです。でも、これらもシベリアあたり

行って見てみると、100年育つのに直径10センチメートルですから。だから、そういう木を切ったら終わりですから、これはだんだん森林材というののなには狭まってくると思うんです。まだそれでも切れるうちにはただみたいに入ってきますから、安く入ってきますから、これは日本の用材は安くなっていますけれども、やがて日本の用材が必要なきがあるわけです。それまでこれを確保しなければならない。そのためには、今こそ森林がだめだというときにきちんと下刈りや何かをさせなくてはならないかと思うんです。今、私のところなんか山荒らし放題で、本当に手がなからやっぺいられないんだけど、それらのきちんとした施策を立てていかないと。先ほどの答弁でわかりましたけれども、それらをきちんと考えないと。「山高くとも貴からず」という言葉があります。「樹をもって貴ぶべし」ということわざがあるんですから、山は木がなければだめだと。中には花粉症になってしまっただめだというが、何も森林材でなくたって、針葉樹ばかりでなくたっていいわけですから、そういう点もきちんと、下刈りもできるような施策をきちんとしてもらいたいなと思っております。それらの施策についてのこと。

それから、歩崎の何で観光の拠点、先ほども私言いましたけれども、「果樹のふるさと千代田町」。昔は言った言葉が、今は「果樹のふるさとかすみがうら」なんて言葉は一つも聞こえませんか。だから、執行部のあいさつの中で、私のところは果樹があるんですよ、魚もあるんですよということで、そういう言葉があいさつの中で先端に出ることが非常に宣伝だと言われております。それが、最近の一つもなくなってしまった。

やっぱり、今不景気になってきたから、なかなか子どもの数も少なくなったから、今、果物とって食べるなんていうのは少なくなってきたんだけど、もう少し考え方を変えて、この千代田地区は果樹のふるさとです。七会農協でも千四、五百の組合員がいる中で800戸は果物つくっているんです。この間、兵藤先生が言いましたけれども、団地に行っても360度回転すると、どこかに果物があるのが千代田地区だと。日本国じゅう歩いたって、360度ぐるっと回って、どこへ行っても果物が見えるなんていうところは、ここの旧千代田地区以外にはないと言っているんです。それほど果物が盛んなところには、やっぱり果物中心に、坪井さんは芋に力を入れていますが、芋も大事です。だけれども果物も、坪井さんも梨もつくっていますけれども、大事だと思います。

ここで誇りに思うのは、矢口栄造さんは日本一の栗畑を持っている人なんです。16町歩というのは誇りです。こういう人もあるんですから、やっぱり果物に対する考え方は、それは坪井さんのそばですよ、坪井さんのうちの周りにあるんですから、こういうすばらしいもの。しかも、昔から草一本出ない矢口農園と言ったほどきれいな農園なんです。それほどの人も議員やっているんですから、そこらでひとつ、果物に対する考え方。最初はそれでは伸びないと言うけれども、今度はタケノコを、タケノコで伸びるように矢口さんも考え方が変わりましたけれども、やっぱり果物のふるさと、果樹のふるさと、これをひとつ宣伝できるように、拠点をひとつ、サブ拠点でもいいから、この庁舎の中にも設けていただきたいと思うわけです。

今、観光で来ると、おれはわからない、あっちに回せ、こっちに回せと受け付けができない状態です。そこらもきちんとやっていただきたいなと思っておりますので、長の考え方、市長だなやっぱり。トップがやらなければ絶対だめ。だてに親指があるんじゃない。

その点でまず1回お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、何点かご質問いただきましたので、私の考え方を少し申し上げたいと思います。

まず、福祉施設の数でありますけれども、我が市は人口当たりになると大変多い施設数でありました。それは逆に言えば大変充実しているということになりますけれども、財政負担も懸念されているところがございます。現在は規制されていると思っておりますけれども、今後そういった中で、市長等へ意見書が出てきた場合には慎重に対応するような形で対応をとらせていただきたいと思いますというふうに考えているところでございます。

それから、子どもたちの国際感覚を養う、現在の少年のつばさがどうなのかというご質問でありますけれども、大変国際感覚を養う上では、本当に事業対評価という面ではさまざまな角度から検証しながら進めていく必要があるというふうに私も考えておりました。そういったものにつきましても参加者、あるいはまた市民、学校等のご意見を聞きながら、国際感覚を養うためのその事業効果、そういうものについてもいろいろ検討をさせていただきたいと考えています。

それから、緑の整備、森林の保全でありますけれども、山内議員もご理解のとおり、大変かつては産業としての森林でありましたけれども、現在はどちらかというと多面的な機能という形で、CO<sub>2</sub>の削減であるとか、それから自然環境、水資源の涵養であるとか、さまざまな形で森林の効果を考えているわけであります。

そういう中で、やっぱりこれからの時代、さらに先ほどご指摘ありましたように、森林が減っていく時代でありますので、貴重な地域資源というような形で、制度を活用しながら保全に努めていきたいというふうに考えています。

それから、果樹のふるさと千代田町、それからレンコン、ワカサギを中心とした旧霞ヶ浦町と、そういったものを私どももトップセールスを含めまして、常に外に向けましてあいさつや、あるいはまた話の中で伝えていきたいと思っておりますし、実は、私自身の名刺にもそういった特産品は常に入れて、写真つきで入れておりました。外部の方には必ず渡すような形でやらせていただいておりますので、ぜひその辺については一緒に、ご指導いただきながら、ともに広めていくようにご協力を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

市長の最後の前向きな姿で、ありがとうございました。

少年のつばさで、グローバル化の問題で、今、日本の捕鯨調査船が襲われております。この間も、催涙弾や変な液体をぶん投げられて、ひどい目して、1つの船がやりました。これみんなオーストラリアだというんです。オーストラリアに行ったら危険ではありませんか。ここらはどう考えていますか。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

確かに、今山内議員さんがおっしゃるような事件はあるというふうに私も承知をしております。ただ、一方で、事件、紛争等は大変たくさんところで起きておりますが、我々の判断では、これまでの経過からやっぱりオーストラリアあたりが適切だということで実行をしてきているところでございます。ただ、今おっしゃったような事実につきましては、その辺の状況等は再確認をした上で対応をしていくということに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

捕鯨船ばかりではなくて、日本に対する感覚というのは、白人と称する人たちは黄色人種がえぼるということで、例えばスキーのジャンプがトップだったら、日本人に合わないようにルール変えるんです。だから、今度の捕鯨船だって、ただ捕鯨がだめだ、だめだというだけで調査もやらせないということですから、日本人のことは見ると憎らしいところもあるんです。戦争のこともありますがけれども。これは完全に危険がないなんていうことは言えません。あると私は思う。ケアンズあたりに行ったって、ケアンズあたりにいるのは日本人がみんなアルバイトに使われて、日本の子どもたちがやっていますよね。だけれども、あれだって何が危険があるかわからないんですけれども、そういう点もやっぱり考えて、よくやらないと。

先生方4人も行くのでしょうか。それは校長はどこの校長だって外国旅行できるんだから楽しいですよ。だから、この前、前の部長は、校長が張り込んでいるんだって、子どもではなくて。校長が張り込んでいるんだって私に言ったんです。校長が張り込んで行っているんでしょう、これ。校長さん方は子どもたちを各家庭に送った後、何をやっているんですか。答弁してください。

○議長（桂木庸雄君）

ただいまの質問は4回目になりますので、ご理解いただきたいと思います。

○19番（山内庄兵衛君）

言っちゃったんだから、答えるほかあんめえ。

○議長（桂木庸雄君）

申しわけないんですが、次の質問に移ってください。

○19番（山内庄兵衛君）

次の質問ありません。

○議長（桂木庸雄君）

それでは、申しわけないんですが、19番 山内庄兵衛君の質問を終わります。

これにて、施政方針に対する質問を終了いたします。

---

日程第 2 議案第 1 号ないし議案第 3 2 号

○議長（桂木庸雄君）

日程第 2、議案第 1 号 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定についてないし議案第 32 号 市道路線の認定についてまでの 32 件を、かすみがうら市議会会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。



これより質疑を行います。

6番 佐藤文雄君から質疑通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

#### ○6番（佐藤文雄君）

お手元に質疑の一覧があるからわかると思いますけれども、議案第1号では、選挙用のビラ作成まで公費負担ということについては妥当なのかどうかということが、私の考え方でありまして。いずれにしても、全員協議会では資料が渡されておりますが、概要と上限額等の概要説明を求めます。

議案第2号では、かすみがうら市の歩崎ビジターセンターの問題ですけれども、もう既に仮称歩崎公園ビジターセンターとして改修工事等が発注されております。これは、総額でどのぐらいの改修工事になっているのか。それと、このこと自体は当初予算に計上されていたのかどうか。それについての理由、説明を求めたいと思います。

それから、議案第16号です。市の地域活性化推進基金の設置の件ですけれども、これ一般会計に帰属するものということですが、この廃止の理由についてご答弁願いたいと思います。

それから、18号です。21年度の市の一般会計補正予算（第4号）で、それぞれ繰越明許費の補正の理由、これについて、文教厚生以外ですけれども、詳細な説明をしていただきたいと思っております。

それと、歳入については、まず1つ目が市債の減額補正の内容についてお伺いしますけれども、これは落札の差額なのかどうか。

それから、雑入の自然エネルギー発電設備導入事業助成金400万円、これはどういうものなのか、霞ヶ浦庁舎の問題かなと思いますけれども、ご説明をお願いします。

歳出についてですけれども、財産管理における積立金のそれぞれの目的についてお伺いをいたします。

議案第22号、21年度のかすみがうら市下水道事業の補正です。第2表の繰越明許費の説明、それから、歳出で、流域下水道整備事業において霞ヶ浦湖北流域下水道負担金が177万円、これについてのご説明をお願いします。

それから、平成22年度のかすみがうら市一般会計予算についてですが、この中にあるものについて、資料が既にお手元に配付されておりますので、この配付について確認いたしましたので、これはよろしいです。

歳入についてお尋ねをいたします。

歳入については、個人市民税の所得割が1億2000万円ほど減になっております。前年度の予算と比較してどうなのかということと同時に、平成20年度の決算比ではどのぐらい減になっているのか。実はこの個人市民税の所得割については、決算のところではわからなかったんです、調べたら。内訳が入っていないものですから。そういう意味で、20年度の決算比ではどのぐらいの減なのか、それも含めて説明を求めます。

同じように、法人市民税についても同様の説明を求めます。それと固定資産税で、土地が減収で家屋が増収となっておりますが、今のこの市の家屋の実態というか、これがあらわれているのかなと思いますので、それについて説明を求めます。

地方債です。地方債において臨時財政対策債が大幅にふえております。その理由を述べていただきたい。実を言いますと、この平成20年度の決算で見ますと、平成20年度の決算は4億3000万円なんです。そうしますと約2.2倍にふえておりますので、これに対するご説明をお願いします。

歳出、まず議会費です。市議会運営事業費の増の主な要因。減と増の主な要因についてお尋ねをいたします。2款の総務費、一般管理費で6795万円の増の主な理由、増員の理由です。これに関して、もう既に公室長のほうにはお話ししておりますが、実は、3月2日に水戸地裁で桜川市長に400万円の返還命令、いわゆる懇親会や結婚式に公用車が使用されるということについて返還命令が出ました。これにかかわって、やっぱり公用車の活用についてこういう事態があるのかどうか、これを確認した上で交際費についてお尋ねをいたします。市長の交際費が平成17年から22年まで経年度で調べてみましたら、平成17年が350万円、18年が300万円、19年が270万円、20年が250万円、21年が230万円、22年が230万円。実績については、17年が257万6000円、18年が208万円、19年が142万円、20年が140万円なんです。そういう意味では、実績はかなり減額となっております。そういう意味で22年度と21年度、据え置いておりますね。これはやはり大胆に切り込むべきだというふうに思いますが、これについて説明を求めたいと思います。

市民オンブズマンいばらきで、市長交際費等の調査をしましたら、非常に思わしくない結果が出ているので、これについてお尋ねをしたいと思います。

それと、広聴広報費で320万円増の理由、財産管理費で1870万円の減、企画で456万円の増、自治振興費で1187万円の増、出張、これは文教厚生委員会だから書いていません。賦課費で483万円の減、徴収費で727万円の増、それぞれの説明を求めます。

4款の衛生費です。石岡地方斎場組合の建設事業における合併特例債の活用の裏づけ、いわゆる根拠ですが、斎場建設資金については3市とも合併特例債を活用し、負担するというふうにしておりますが、前の管理者が、これは横田凱夫前石岡市長ですけれども、合併特例債は一般起債より有利だと。これは前回私が質問したときにも、このかすみがうらの市議会ですらそういうふうに出ておりました。正副管理者会議でそれを確認したということでもあります。一部事務組合である斎場組合の負担金に合併特例債を充てることができるかどうかということが問題なんです。本来は、斎場組合が独自に起債して、その返還計画の中で負担金を支払っていくというのが通常であります。これはなぜこのような方法をやらないのか。特例債を充てれば地方交付税の交付金について、元利償還金の70%が交付税のいわゆる算定の基準財政需要額に算入はされます。しかし、現況は交付されることなく、臨時財政対策債、前に質問しましたけれども、この臨時財政対策債として借換債の措置がなされております。平成21年度の臨時財政対策債は、石岡市が10.5億円、小美玉市は8.8億円、かすみがうら市は6.7億円で、当市が22年度の臨時財政対策債は約10億円に膨れ上がっております。そういう意味では、やっぱり借金ですね。この利子分は、いわゆる債務が膨張するという状況になるのではないのでしょうか。この斎場建設費の合併特例債の活用について、市長の見解をお伺いいたします。

それから、6款の農林水産費です。農業振興費が271万円の減、水田農業対策費で1327万円の減です。農地費で2089万円の減、いずれも減であります。これについてのご説明をお願いします。

7款の商工費、商工総務費が1738万円の増、商工振興費が537万円の減、観光費が400万円の増、それぞれの理由説明をお願いします。

8 款の土木費については、道路橋梁費で718万円の減になっていますが、その主な要因。

9 款の消防費、消防施設整備費で4236万円の増、これについては具体的に教えていただきたいと思います。

議案の第31号の平成22年度水道事業会計予算、県西広域水道用水料金が基本料金で100円値下げされました。その当市の影響額はどのぐらいなのか。また、今回の予算に反映されているのかどうか。全協で言ったと思いますけれども、されていないとすれば、今後の補正で料金改正について考えているかどうか。

以上、漏れていませんか。以上です。

**○議長（桂木庸雄君）**

答弁を求めます。

市長公室長 塚野 勇君。

**○市長公室長（塚野 勇君）**

大変質問項目が多い内容でございますので、ちょっと前後いたしますかもしれませんが、ご了解をいただきたいと思ひます。

まず、2点目の質問になります。議案第2号、かすみがうら市歩崎公園デジタルセンターの設管条例の内容に関しまして、既に改修工事が実施されているがというようなことでございます。

この施設の内容につきましては、全員協議会の中でご説明した経過がございます。この事業の取り組みとしましては、平成21年第2回定例会で旧佐賀保育所の活用のための用途変更手続を含む改築に要する費用を、委託経費を計上いたしました。補正予算として計上し、ご承認をいただいた内容でございます。さらに、第4回定例会の中で、旧佐賀保育所工事管理委託費のほか、改修工事費あるいは備品購入費を計上し、これも議決をいただいております。この第4回定例会で補正計上した金額が3883万5000円の内容でございます。

このような手続を踏まえて、平成21年度限りの臨時交付金を一部財源に充てている関係もありますので、既に工事を進めておりまして、4月オープンに向けまして、今回公共用施設としての、いわゆる設管条例の制定をお願いする内容でございます。

続きまして、質問の3点目になります。

議案第16号、市地域活性化推進基金の廃止の関係でございます。この基金条例につきましては、国の平成20年度第2次補正予算により交付されました地域活性化・生活対策臨時交付金を原資としまして、平成20年3月補正予算で計上、設置をした基金条例でございます。

この生活対策臨時交付金の執行金額につきましては、繰り越しも認められまして、本年、平成21年度末が期限でございます。そういうことで、市としましては、21年度当初予算、あるいは補正予算に原資を計上しまして、これまでプレミアム振興券、あるいは郷土資料館の改修工事等の財源に充ててきたところでございます。このように、もともと使用期限のある交付金を効果的に使うために設置した臨時的な基金条例でございますので、今回廃止をする内容でございます。

なお、附則に定める、一般会計に帰属するにつきましては、基金廃止後の経過措置で、廃止後に利子が発生した場合を想定して、このような事務処理手続を定めたものでございます。

続きまして、議案第18号、平成21年度一般会計補正予算での繰越明許の内容でございます。

44ページに第2表繰越明許費補正がございます。この中で、公共施設整備事業、これにつつま

しては以前にもご説明申し上げましたが、今回の国の平成21年度第2次補正予算で制度化されました地域活性化・きめ細かな臨時交付金が交付されることに伴いまして設定した補正予算で、各公共施設の修繕等に充当する予定でございます。当然、これからの執行でございますので、繰越明許ということでお願いをしたいと考えております。

なお、この関連の歳出につきましては、51ページ、総務費総務管理費の中の公共施設整備事業費ということで、先般の全協の中でも一部説明をしたかと思えます。各公共施設の補修等を予定している内容でございます。

続きまして、同じ18号での歳入で、市債の減額補正の理由でございます。

50ページに明細がございますけれども、自然再生・地球温暖化対策事業、いわゆる低公害車の購入事業につきましては、購入額の事業費の減に伴いまして、起債額が低額となったために一般財源に振り替えた内容でございます。さらに、まちづくり交付金事業につきましては、当初見込み額より交付金充当額が増額になる予定でございます。そういうことで、交付金プラス一般財源により事業費を確保できるということで、後年度負担の抑制を考えまして減額をした内容でございます。

それから、志筑小学校移転整備事業につきましては、公共投資臨時交付金を7550万円ほど充当したことによりまして、起債額7180万円を減額し、財源振替をしたところでございます。これらの財源調整によりまして、6520万円減額という内容でございます。

続きまして、財産管理費の積立金のそれぞれの目的でございます。

51ページになろうかと思えます。まず、1つ目としまして、財政調整基金積立金1億3700万円ほどがございます。今回の補正予算等ごらんいただきますと、各種の臨時交付金等を活用している事業がございます。そういう中で、将来の財源確保として財源調整ということで今回財政調整基金として積み立てを予定してございます。ちなみに、平成22年度財政調整基金、当初に3億円を充当する形になってございます。

それから、もう一つ、地域づくり基金の積み立て1億3100万円ほどがございます。これにつきましては、平成21年度地域雇用創出推進費が創設されまして、地方交付税の算定を通じまして配分をされたところでございます。これらによりまして、市の雇用創出を推進する一つの形としまして、企業立地促進事業等に充てるために、今回1億3000万円の積み立てを行う内容でございます。なお、一部平成21年度にふるさと応援寄附金として寄附のあった116万4000円も合わせて積み立てる内容でございます。

それから、先ほどございました新年度一般会計の財務関係の資料につきまして、3月2日、さらに本日、それぞれお手元に参考資料としてお配りいたしましたので、予算審議のご参考にしていただきたいと思います。

続いて、議案第24号の中での臨時財政対策債の大幅増の理由ということでございます。

ご案内のように、昨今の景気低迷の影響を受けまして、交付税原資等の税込、収入が落ち込む中で、国の地方財政計画で臨時財政対策債につきましては、前年度比49.7%と大幅な増を見込んでございます。さらに、今回、予算編成、いろいろ考え方で一部変更がございまして、発行可能額算出方法が本年度、平成22年度に大きく見直されまして、市町村地方の財政調整機能を強化し、より財政力の弱い市町村に対し、多く発行ができるような改正がされてございます。これらを受

けまして、本市につきましても、今回大きく臨時財政対策債、財源として見込んだ内容でございます。

続きまして、歳出の関連でございます。

増減の関係でございますが、まず総務費の広聴広報費320万円増の内容でございます。この主な内容につきましては、市のホームページの全面的な改修を予定しております。359万円ほど計上したことによる増の内容でございます。

先ほどの交際費関係につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

それから、財産管理費で187万円減の内容でございます。これにつきましては、平成21年度基金運用事業に予算計上しました、いわゆる再編交付金を原資とします公共交通対策事業に充てる積立金相当額が当初計上してございません。これにつきましては、再編交付金の関連の事業がまだ未定のため、これらが決定次第、現在の予定で補正予算として予定をしている内容でございます。この関係でございます。

続きまして、企画費の456万円の増の内容でございます。企画調整事務というようなことで、平成22年度総合計画の策定委託220万円ほどを予定しております。さらに、新しい事業として、ふるさと市民事業113万円、さらには合併5周年事業200万円ほどの事業を予定しております。これらの増の内容でございます。

それから、自治振興費で1187万円増の内容でございます。これにつきましては、行政区が行うお祭り等の関係の備品等の整備、あるいは地域集会施設の改修希望が大変多い状況でございます。これらに対応するため、昨年度より増額計上した内容でございます。

私の最後になります衛生費での石岡地方斎場組合での合併特例債活用の裏づけでございます。これにつきましては前々からいろいろご意見をいただいております。先ほどのご質問の中でも受けましたように、合併特例債事業、あるいは主要事業の見直しの中でもいろいろご説明をした経過がございます。そういう中で、私どもとしましては、関係市町村、あるいは県のほうとの協議の中で、いわゆる合併市町村の中で新市建設計画に位置づけた中で、地方財政法第5条、いわゆるこれの特例として合併特例債が許可されます。この項目を活用してといいますか、適用して、合併特例債事業として財源確保はしたいと、このような考え方でございます。

なお、一部事務組合が合併特例債を活用して実施する、そういう考え方もあるのではないかとというようなご指摘でございますが、これにつきましては、組合議会でのいろいろな議論もありますので、私のほうからは直接的な言及は避けたいと思います。

[佐藤議員「違うよ、それは。起債をするというのは特例債ではないよ、一部事務組合で合併特例債の起債はできないから。独自の起債という意味です。はい、いいです。」と呼ぶ]

**○市長公室長（塚野 勇君）**

そういう考えで対応しておりますので、よろしく願いいたします。

私のほうは以上でございます。

**○議長（桂木庸雄君）**

総務部長 山中修一君。

**○総務部長（山中修一君）**

お答えをいたします。

初めに、1点目の議案第1号で、市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定という中で、選挙用のビラ作成までの公費負担の妥当かということと、上限なく等の概要ということでございますが、これにつきましては、本条例の関係につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い、その趣旨を踏まえまして、市長の選挙において候補者がビラを公費負担することにより作成できる、そのような環境を整えるために条例の整備を行うものでございます。

過日の全員協議会の中でもご説明申し上げましたが、上位法の規定に準じまして条例の制定をするものでありまして、公費負担の対象につきましては、選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ1万6000枚以内、また、基準限度額につきましては1枚7円30銭ということで、公費負担の上限を11万6800円とする条例の制定を上程しているものでございます。

続きまして、4点目の議案第18号、平成21年度の一般会計補正予算についての中で、先ほど公室長から繰越明許費補正の理由の中でのございましたが、歳出の2款総務費、総務管理費、公共施設整備事業費、きめ細かな公共施設整備事業という中で、総務部に関係する内容についてご説明を申し上げます。11節に修繕費1648万1000円がございまして、そのうち、千代田庁舎地デジ修繕に30万円、13節委託料に千代田庁舎ホール照明改修工事の設計委託18万円、千代田庁舎空調設備改修工事設計委託が12万円、15節で工事請負費に千代田庁舎の正面玄関ホール天井の既存蛍光灯につきまして、LEDタイプの蛍光灯に交換するという照明工事が353万7000円、千代田庁舎の1階にパッケージ型エアコンを2台設置するというので、その工事費202万6000円が計上されております。それが総務部の関係でございます。

また、歳入の関係で、②になると思っておりますが、雑入の自然エネルギー発電設備導入事業助成金400万円についてでございますが、これらにつきましては、先ほどございましたが、霞ヶ浦新庁舎の屋根に設置をいたしました太陽光発電設備に係る助成金ということで、財団法人広域関東圏産業活性化センターから、これにつきましては環境省から一部補助を受けておりまして、この財団からも400万円ということで受けております。それにつきましては、1キロワット当たり20万円ということで、20キロワットを設置いたしましたので400万円という内容でございます。

続きまして、6点目の議案第24号、平成22年の一般会計予算の関係でございます。

歳出2款の一般管理費で6795万円の増という内容でございます。これについては職員等の人件費というのが主なものでございまして、職員等人件費ということで、退職手当負担金の負担率が増加をしております。それによりまして3863万5000円の増、また、退職見込み者の増に伴いまして、退職手当特別負担金が2126万2000円の増、子ども手当が新設されるということになりまして1505万円の増、逆に、人事院勧告に伴いまして、期末手当等の支給率を減じたことによりまして1376万6000円の減という内容でございます。

続きまして、③になります。財産管理費の1870万円の減の中で総務部に関係する部分もでございます。千代田庁舎の財産管理需要ということで889万9000円ほど減になっております。その内訳といたしましては、千代田庁舎の受水槽のポンプ交換が完了をいたしてございまして、その分としまして213万2000円の減、公用車の購入でございますが、新年度は購入がございません。ということで600万円の減。公用車借り上げ料の差金ということで61万4000円の減でございます。この差金につきましては、市長車の買いかえによりまして借り上げ料の減という内容でございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 坂本裕司君。

○環境経済部長（坂本裕司君）

それでは、4点目の補正予算の中の繰越明許費の内容についてご説明申し上げます。

補正予算書44ページの第2表繰越明許費補正の2款総務費、1項総務管理費、公共施設整備事業、金額2億1742万5000円のうち、環境経済部にかかわる680万円で5,000円が含まれております。支出につきましては、51ページ、20目公共施設整備事業費のきめ細かな公共施設整備事業1億8995万5000円の内容の中に、農村環境改善センターの工事費と、さらには富士見塚古墳公園の修繕、雪入ふれあいの里の修繕等が入っております。修繕料1648万円のうち430万円の内容であります。雪入ふれあいの里公園のネイチャーセンターにあります3Dハイビジョンシアターが設置してあるわけですが、このプロジェクターが立体視できない状況にあります。このプロジェクターの修繕を行うという内容で238万5000円ほど入っております。さらに、同じネイチャーセンターの地上波デジタル放送が受信できるように整備する内容で30万円、さらには、富士見塚古墳公園の同じくデジタル放送が受信できるよう整備する内容で10万円、さらに、農村環境改善センターの同じく地上波デジタル放送が受信できるような整備ということで30万円、さらに、農村環境改善センターの排水管修繕工事設計委託ということで12万円の委託料、51ページの下のほうにあります農村環境改善センター給水管改修工事ということで、工事費で238万5000円を見ている内容です。なお、この農村環境改善センターは建設後25年が経過し、給水管の老朽化が進んでいるということで、全面的な給水管の布設がえを行う内容でございます。

続きまして、22年度予算の中の農林水産業費の増減の内容でございますが、74ページ、6款農林水産業費、3目農業振興費の271万円の減につきましては、花き優良種苗導入資金貸付金、これまで、昨年度1500万円から1200万円に減額となっております。この内容につきましては、借り手の減ということでございます。

続きまして、77ページ、7目水田農業対策費の1327万円の減につきましては、国の助成体系が変わり、水田農業生産調整数量目標推進事業助成金を減額したためによるものでございます。

続きまして、同じく77ページの9目農地費の2089万円の減につきましては、県単土地改良事業で昨年実施しました大前地区のため池整備事業が21年度で完了となるため1200万円の減、さらには石岡台地土地改良区の負担金823万4000円の減によるものでございます。

続きまして、7款の商工費の減でございますが、最初に、80ページ、商工総務費の1737万8000円の増の内容でございますが、これにつきましては、ふれあいの里公園管理費2名分の人件費がふえた内容となっております。

続きまして、同じページの2目商工振興費の537万円の減の内容でございますが、この内容につきましては、中小企業対策事業で1210万円の減、商工振興事業費で1965万6000円の減、消費者支援事業で269万4000円の増、企業立地促進事業で2394万8000円の増の内容でございます。なお、それぞれの増減の内容としましては、中小企業対策事業費で資金あっ旋保証料補給金の減が主な内容で、これにつきましては、借り入れ時にこれまでは一括で補償料として払っていた内容が、償還期間に合わせて分割払いとなったために減となっております。

また、商工振興事業の1965万6000円の減の内容につきましては、商工祭が今年度は行われな

ということで285万円の減、さらには商工会館の修繕の補助金ということで、昨年予定しました300万円が本年度はないということで減になっております。さらに、がんばる商店街支援事業、プレミアム商品券の関係で1300万円の減の内容でございます。さらに、消費者支援事業の増の内容としましては、消費者支援センター関連の備品、さらに相談員の報酬の増の内容でございます。

企業立地促進事業の2394万8000円の増につきましては、企業立地促進に伴いますオートリブ関係の助成金、さらには利子補給金の内容となっております。

続きまして、81ページ、3目観光費の内容でございますが、観光PR推進事業で431万2000円の増、さらには、戸沢池公園管理事業で61万円の増、雪入ふれあいの里公園の1986万円の増、さらには、これまで観光費の中で支出していましたが、観光PR推進事業、歩崎公園管理運営事業、水族館管理運営事業、固定管理運営事業、民間園管理運営事業、合わせて2041万4000円の内容につきましては、新しく歩崎公園ビジターセンター費が設置されましたので、そちらへ移したという関係で差し引き400万4000円の増ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君

#### ○土木部長（松澤徳三君）

ご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、議案第18号、繰越明許費の理由についてご説明を申し上げます。

この繰り越しにつきましては、12月定例会におきまして、6号線新治橋の追加工事の補正をいただきました。そういうことから、追加工事による工期の延長が伴いましたので、上部工の工期の延長が必要となったために今回の繰越明許をお願いするところでございます。

なお、補正額の内訳でございますが、上部工の工事契約額、その差金が870万円ほど出ております。さらに、契約による前払い金が出ております。それらを差し引きますと6680万円が残額としてございます。それを合計したものの、7550万円を繰越明許で繰り越すものでございます。

次に、5点目の議案第22号、下水道事業特別会計の繰越明許費第2表の点についてご説明を申し上げます。

繰越明許費につきましては3640万9000円、これについては現在施工中でございます加茂地内の第3工区におきまして、事業の進捗を勘案し次年度へ繰り越しをお願いするものでございます。これにつきましては、現在推進工で工事を進めているところでございますが、その工事に使用されます部材が特殊なものであったということから部材の入荷がおくれ、それによって年度内の完成が難しいというところから判断をし、繰り越しをお願いしたものでございます。

次に、流域下水道事業の1460万7000円でございますが、これは湖北流域下水道整備事業の中で次年度へ繰り越される部分がございますので、その負担分を同様に次年度へ、繰越明許をお願いをするものでございます。

次に、歳出における1款の2項3目の霞ヶ浦湖北流域下水道建設負担金でございますが、県が行っております事業の中で変更がございました。それに伴いまして増額の負担が出てまいりました。その分の177万円の補正をお願いするものでございます。



次に、議案第24号の8款土木費についてでございますが、道路橋梁維持費の718万円の減という内容でございますが、21年度に大塚団地内の道路陥没による改修工事が実施をされております。それにつきましての物件の補償、あるいは家屋調査業務等の予算があったわけでございますが、それらが減となったために718万円の総額で減というようなことになったものでございます。

よろしく願いをいたします。

**○議長（桂木庸雄君）**

市民部長 川島祐司君。

**○市民部長（川島祐司君）**

続きまして、私のほうからは議案第24号 平成22年度一般会計予算中、歳入の部において個人市民税、さらに法人市民税についてであります。まず個人市民税の所得割につきましては、平成20年度決算額の21億4127万円に比べまして3億6127万円、16.87%の減、平成21年度当初予算額19億円に比べまして、先ほど質問でもありましたように1億2000万円、6.3%の減を見込んでおります。

次に、法人市民税の税割額についてであります。平成20年度決算額の4億1004万9000円に比べまして3億1004万9000円、75.61%、さらに平成21年度の当初予算額に比べますと、当初予算額1億1890万円に比べ1890万円、15.8%の減を見込んでおります。減額の主な要因は、いずれも一昨年9月のいわゆるリーマンショックに始まった急速な景気低迷の影響によるものと考えております。

次に、固定資産税についてであります。家屋につきましては平成21年中の新築家屋約200棟に係る増額を見込み、土地につきましては、時点修正による価格の下落分を見込んだものであります。

続きまして、歳出の部であります。2款総務費、2項徴税费、2目賦課費におきまして、21年度予算に比べ減額となった理由であります。償還金利子及び割引料におきまして、法人税の関係ですけれども、21年度中の予定申告に係る納付額が減少しておりますことから、歳出還付金額を縮小されるものと見込み、2900万円を減したことによるものであります。なお、委託料におきまして、新規に国税連携及び電子申告システム改修費550万円、3年に一度の不動産鑑定評価委託料1764万円などによりまして、目の合計額が21年度に比べ483万円ほど減になったものであります。

続きまして、3目徴收费であります。新規にコンビニ収納に伴う電算システム改修委託料559万円、それと茨城租税債権管理機構負担金が21年度に比べまして113万円の増額になり、目の合計額が21年度に比べまして726万円ほど増となったものであります。

以上であります。

**○議長（桂木庸雄君）**

議会事務局長 土渡良一君。

**○議会事務局長（土渡良一君）**

議会費についてご説明いたします。

当初予算書の27ページの中段になろうかと思いますが、市議会運営事業の増の主な要因でございますが、これにつきましては、市議会会議録作成業務委託206万6000円を新たに計上したこと

であります。本事業は、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、基本的には平成22年の定例会及び臨時会の本会議会議録のみを対象とし、反訳と印刷製本業務を委託するものであります。なお、同交付金の趣旨及び採択条件に沿って、委託業者において新たに失業者を雇用していただき、業務に当たらせるものであります。

よろしくお願いたします。

**○議長（桂木庸雄君）**

消防長 岡崎 勉君。

**○消防長（岡崎 勉君）**

議案第24号 平成22年度かすみがうら市一般会計の歳出、9款消防費についてご説明申し上げます。

予算書の93ページになると思います。

説明の欄に書いてありますが、事業費目の02番の消防車両整備事業におきましては、昨年、21年度は消防団の小型ポンプ積載車567万円、それに対しまして、新年度22年度につきましては、西消防署に配置する予定の水槽つきポンプ自動車4998万円を計上いたしました。事業費目の05番の消防施設整備事業においては、昨年より194万8000円ほど減額になってはいますが、全体では4236万2000円の増額となったものであります。

よろしくお願いたします。

**○議長（桂木庸雄君）**

水道事務所長 仲川文男君。

**○水道事務所長（仲川文男君）**

お答えいたします。

議案第31号 市水道事業会計。まず最初の質問でございますが、県西広域水道用水料金が基本料金で100円値下げされたが、当市の影響額はどれぐらいかとお尋ねでございますが、この料金値下げに関しましては、昨年7月に構成13市町の首長連名にて値下げ要望を県庁に出向き、県知事並びに県企業局長に直接行いました。また、一方では、当市の議員さんも議員活動の一環として直接県に働きかけを行っていただいた結果が、この値下げにつながったものと感謝を申し上げる次第であります。

まず、今回の基本料金の値下げによる受水費の中の基本料金の年間軽減額につきましては、552万円ほどになります。また、経営における影響額につきましては、過日の予算内示会において概要をご説明申し上げましたが、改めてご説明申し上げますと、給水原価につきましては平成22年度見込みの年間総給水量から換算しますと、1.26円減少いたします。しかし、平成20年度決算ベースで見る供給単価は225.7円、給水原価、つまり仕入れ単価は245.8円となっており、20.1円の原価割れで供給を行っている状況であります。ただ、今回1.26円給水原価が下がることによりまして、逆ざやの解消にはまだ隔たりがございますが、給水収益の減少が見込まれる中での今回の基本料金の値下げは、若干ではございますが、経営の健全には寄与できるものと考えられます。

次に、今回の予算に反映されていないのかとの質問でございますが、このたびの基本料金改定の県企業局からの通知は、本年の2月17日付でございますが、時間的な余裕がなく、間に合いま

せんでしたので、基本料金を減額した予算にはなっておりません。また、今後の補正で料金改正を考えているかとお尋ねでございますが、ただいまもお答えした中でお示しましたように、今回の基本料金の値下げでは逆ざやの解消には隔たりがあること、さらには浄水場の修繕等、維持費の増が見込まれること、さらに給水収益が大幅に減少する見込みなどなど、厳しい状況が予測されます。このような状況を踏まえ、料金改正は難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

最後になりましたけれども、市長交際費関係につきましてお答えを申し上げます。

先ほど、桜川市の事例がございましたが、これらの内容につきましては以前から動きとして情報を得ていたこともございます。また、オンブズマン協会といいますか、組織で示している基準などを参考に、既に本市では、市内団体等における懇親会、あるいは職員の結婚式等には、私用車に対応をしている状況でございます。ただいまの年次的な支出状況等の説明もございました。20年度予算250万円に対して支出が140万5000円ほど、さらに、21年度230万円、20万円ほど切り込んでございます。そういう中で、現在までの支出状況では141万円ほどで、ほぼ20年度と同水準の支出状況になってございます。

こういう中で、22年度予算の計上に当たって切り込みをしなかったのかというようなご指摘かと思いますが、交際費、本来的な使い方として対外的な経費、渉外としての経費の使い方もございます。本市の地域振興、あるいはイメージアップ、そういうPR経費などにも積極的に使ったかどうかというような意見も踏まえ、いろんなご意見もございます。そういうものを踏まえ、22年度の予算計上につきましては前年同額で今回計上させていただいた内容でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

この、私の質問は期限はいつまででしたか、通告は。3月2日でしたか、提出期限は。いつでしたっけ。

〔「3日の5時」「2日の5時」と呼ぶ者あり〕

○6番（佐藤文雄君）

3日、2日。2日の5時でしょう。3日の5時は施政方針演説でしょう。だから2日なんですよ。

私はこういうふうに文書で出しているんですよ。そうしたら、説明を、もうわかりやすいためには一覧表をつくるの。そして、それに基づいて説明する、これが合理的なやり方なんですよ。突然出てきたやつは、それはしょうがないですよ。でも、今みたいに書きとめられないですよ。ですから、まず、第一に大事なものは、ルールどおりにちゃんと発言通告を出して、文章化されたものについては、基本的にわかりやすく表にする。そしてそれに基づいて説明をする。これが常

識だと、これが改善だと、これで議会での審議の中をもっと有効に活用できる。そして、これ皆さんに配付すれば、もっともっと有効でしょう。そういうところをやはり気をつけてもらいたい。ぜひ次からはそういうふうな形でやっていただきたいと。そうしないと書きとめられないです。

それで、再質問ですけれども、ビジターセンターについては4000万円ぐらいかけて改修したわけですが。ただ、この改修で、このビジターセンターの位置づけが非常にわかりにくいので、これの構想というのは年次計画というのがあるのかどうか、それについてお尋ねをいたします。

それから、平成22年度の下水道事業の繰越明許のところ、いわゆる加茂地区の推進工事、これが特殊な部品だったと。これ発注したのいつでしたか。特殊な部品だからといって、推進工法そのものが特殊なんです、開削ではないんですから。推進が、工事そのものが特殊なんです。それに基づいて受注をしているわけでしょう、落札しているわけでしょう。工期に間に合わせるのあたり前でしょう。どっちの責任なんですか。特殊な部品をつくったのはどっちの責任なんですか。請負業者ではないですか。部品が間に合わなかったら受注なんかできるわけじゃないではないですか。これを簡単に繰越明許するなんていうのは、これ愚の骨頂ですよ。おかしいでしょう。こんなの平気で繰り越しされたら、何でもそうになってしまうではないですか。特殊な部品だ、特殊な部品だ。これに対する答弁、きちっとしてください。

それから、交際費の問題なんですけれども、今いろんなこと言いましたけれども、やっぱり今どんどん下がっているんですよ、下げているんです。この流れをきちっと認識して、少しでも下げるといふ努力が必要です。例えば200万円にするとか。平成20年が250万円でしょう。230万円ではないですか。そうしたら、あと20万円か30万円下げれば200万円なんです。改善したというふうに見られるではないですか。どうなんですか、そこら辺。PRに使ったらいいのではないかとかなんとかと理由つけましたけれども。そこがやっぱり食い込んでいないということだと思うんです。それについてきちっと答弁してください。

それから、石岡斎場組合の合併特例債の問題です。組合が合併特例債使えるわけじゃないではないですか。私そんなこと言っていないです。通常は組合が起債をして、それを財源にして建設をする、そしてそれを分担金、負担金にするというのが通常のやり方です。一部事務組合である斎場組合の分担金に、負担金ですよ、合併特例債が充てられるかどうかということなんですよ。これ地方財政法によって、地方債の起債は県知事が同意することが必要です。これ同意されたのですか。同意をもう受けましたか。これは、情報によりますと、何かはっきり言わなかったというふうになっているんですけれども、これ同意をえたのかどうか。特にこれが問題なんですけれども、斎場は一部事務組合の財産でしょう。分割するわけにいきませんから。そうすると、おのおの市の財産にはならないのです。それでも合併特例債が使えるのかと。ここに大きな問題があるわけですよ。地方財政法の第5条の地方債の制限という項目があるんです。ここには地方公共団体の歳入は地方債以外の、以外ですよ。意外でしたね。歳入をもってその財源としなければならないと書いてあるんです。地方債は使うなということですよ、基本的には。ただ、次に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができるというふうにして、5つ挙げているんです。そのうちの2番目に、出資金及び貸付金とする場合というのがあるんです。いわゆる、出資金であればまだいいです。しかし、地方財政法の第5条では、今言ったように出資金に限られているわけでしょう。いわゆる負担金、これは分賦金です。これに充てられないというふうには

思います。これに対してきちっと答えてください。

それと、この中で広大な面積ですよ。6,400平米から5万8000ですから9倍、しかし、そのうちの大部分が緩衝緑地帯なんです。これ、今現況は敷地面積が約6,400、緩衝緑地帯と言われて、もう今緩衝になっていませんけれどもね、木がないんですから緩衝できないんです。見られない、見通しがよくなってしまって。そうすると、割合が34.1%なんです。ところが、予定地5万8000のうち、何と緩衝緑地帯が3万もあるんです。そして、51.5%です、半分以上です。比較すると、緩衝緑地帯が何と13倍にふえてしまっている。緩衝がどんどん多くなってしまった。見るのはみんな木だけ観賞なんてね。これでは不要地なんです、そんなのは。こういう広大な面積で不要地が半分以上です。本当に不要ではないですか。これは合併特例債の活用が許されるのかという問題です。これは、地方交付税交付金が不要地に充当することは行政の不作為に当たるというふうに思いますが、この2点について答弁を求めます。

それから、中央県西広域用水で100円下げただけでは間に合わない、本当にそうですね。たかが1億円しか取り崩していないんです。7億円も財源があるんですよ、県西は。全部取り崩して値下げすればもっと違ったんですよ、実態は。ただ、本当にスズメの涙だったんです。ただ、県の中央広域用水の料金も県下一高いんです。でも、県全体では非常に改善されているんです、県の企業局の水道会計は。ですから、関係市町村と連携して、この県中央広域水道用水料金も値下げするように、ぜひ要望を関連の市町村と協力して、今回下げたのは13市町村で去年の7月に要望したからでしょう。こういうふうにやれば、また値下げのことができると。それから、霞ヶ浦導入水事業も、いわゆる事業仕分けの対象になって、これは恐らく難しくなる。そうすると、負担金も戻ってくるんです。負担が楽になるんです。そうすると、ますます県の中央広域用水の料金の値下げが可能になる、こういうことが言われるんです。ですから、その点についてもぜひ考えてもらいたい。

それと、修繕費の関係で5000万円超えています、この5000万円の内訳について若干お聞きしたいと。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時11分

---

再 開 午後 3時37分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

何点かご質問をいただきました。

まず、第1点目につきましては歩崎公園ビジターセンターの関係でございます。ご案内のように、建設工事につきましては21年度をもって終了いたしまして、22年度からは市の公共施設の一

体的な管理、あるいは所管施設を活用したイベントの企画運営、あるいは情報発信、そういう機能を持つ施設として運営に入る形でございます。年次的な計画というようなご指摘もございますが、ただいま申し上げましたような市のほうの施設として運営をして、効果的に活用していきたいと、このように考えております。

それから、交際費の関係でございます。これにつきましても、先ほど考え方を申し上げましたけれども、これまでの実績、さらには効果的な活用、いろんな面から検討をいたしました。平成22年度につきましては前年同額で計上をさせていただきました。

さらに、石岡地方斎場建設に関しての合併特例債の取り扱いでございます。これにつきましては、以前にも申し上げた建物ですが、一部事務組合に対する負担金、これらの支出が可能かどうか、その辺を含めまして、以前、県、地方課、現在の市町村課と協議をいたしまして、基本的に承認をいただいた上で、前回、新市建設計画を見直した経過がございます。それらを踏まえまして、私ども平成22年度地方合併特例債というような形で位置付けでございますが、ほかの市町村自治体、さらに現在の進捗状況、さらにご指摘いただいた内容等を慎重に精査をして対応したいと、このように考えております。

以上でございます。

**○議長（桂木庸雄君）**

土木課長 松澤徳三君。

**○土木課長（松澤徳三君）**

先ほどの下水道工事に係る工事費についてご説明申し上げます

先ほど、ご質問がございましたが、発注の関係でございますが、21年の11月25日に仮契約を行いまして、工期が同26日から3月26日までという状況の中で発注をしてございます。122日間という工事の期間でございますけれども、当然のことながら、当初から工程会議、あるいは各担当と各課による協議等行いながら、現在進めている状況でございます。しかしながら、今後の進捗等を勘案しまして、26日の工期という状況ではございますが、それをさらに、確保せざるをえないという状況を判断しましてお願いをするものでございますので、よろしくお願いをいたします。

**○議長（桂木庸雄君）**

水道事務所長 仲川文男君。

**○水道事務所長（仲川文男君）**

お答えいたします。

まず、最初の質問でございますが、県中央用水における料金値下げ要望についてはということでございますが、本年度の県中央の担当課長会議等がございまして、その中で値下げ関係につきまして私も発言いたしました。まだ構成事業所の足並みがそろっていないという状況でございます。しかし、今後更なる協議を行いまして、値下げの方向につなげたいというふうにご考えております。

次に、修繕費で5000万円ということでございますが、予算の支出の中で原水及び浄水費の中の修繕費ということございまして、主なものでは、霞ヶ浦浄水場のナンバー8の配水ポンプの修繕、これが約1450万円、さらには、下稲吉第2浄水場の配水流量計、これの改修2600万円、ほかには、下稲吉第2浄水場テレメータ装置の改修1260万円、それらが主な内容でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

まず、最初に私が再質問したときに、これ参考資料を表にして、一覧表を提出して説明したらどうかと。3月2日5時までだったのを、私は3月2日の朝一番ですよ、出したのが。ですから、そういう資料もきちんとこういうときに提出してくださいよというふうに言いましたので、これについてまず確認してください。書きとめられませんでしたのでね。そういう資料一覧表、これについて確認してください。

それと、交際費については同じ答弁なんです。切り込むべきだと言ったんです。どんどん下がってきて、実際に実績もそうなっているわけですから、どんどん使えばいいんじゃないんです。どんどん使わないように縮減していくというのが今の時代の流れではないですかという形に対して答弁になっておりませんので、そこら辺をきちっと答弁してください。

それと、斎場組合の件なんですけれども、実際に合併特例債を使って、それが95%のうちの70%が償還されるということではないです。償還されるわけではないでしょう。ご存じでしょう、今言ったように、基準財政需要額に算定されるだけです。保証されているわけではないんです。ですから、今、国の交付税が、財源が少ないんで、臨時財政対策債というような形で借金として振りかえされている。今は、答弁でも明らかかなように、交付税が減っているために、財政力の弱い自治体に多く臨時財政対策債が使えるようにしたと言っているんです。財政力が弱い自治体なんですよ、かすみがうら市は。そうでしょう。ですから、簡単に合併特例債なんかと言うのではないんです。それと、私が質問した中で、これが地方財政法第5条の地方債の制限の、いわゆる出資金及び貸付金に当たると。これ以外に、いわゆる負担金で使ってはだめなのではないかという質問に対して答えていない。それは使えるのかということなんです。ですから、今、皆さんのお手元に地方債の状況という一覧表が来ているでしょう。この中を見てください。臨時財政対策債の平成21年度の見込みが46億6200万円です。それが、平成22年度見込みでは545億2000万円です。そうですよね。臨時財政対策債がこんなにふえてしまっているわけでしょう。この分は利子分、利子つかないんですか。元金だけでいいんですか。それも含めて答えてくれますか。

それから、下水道の問題については質問に答えていないですよ。だって、特殊な部品だから、入らないから延ばしたんだと答弁したんでしょう。そうしたら、今度は工期が122日間で、工程会議をやっていろいろ進めてきたけれども、今後の進捗を見ると工期内におさまるのが難しいから延期した、こんな理由にならないですよ。よくそういう答弁できますね。これ、住民監査請求したっていいくらいですよ。どうですか。今の最初の答弁と違うでしょう。私は特殊な部品だといったって、ちゃんと設計に入っていてやっているわけでしょう、そうではないですか。ちゃんとできるということで受注したのではないですか。落札したのではないですか。なんで協議したら延期できるんですか。こんなことやって、工期なんかあつてなきがごとしじゃないですか。どうですか、これに対してきちんと答えてくださいよ、これ。産業建設委員会でもきちっともんでくださいよ。否決にするべきです、絶対。それに対してちゃんと答えてください。

それと、水道については、そういうふうにしてぜひ関係10市町村ですか、強力に値下げをする

ように、ぜひ働きかけてもらいたいですけれども、あとは、計器類関係は値段があつて値段がないぐらいに高いんです。こちら辺は入札で購入するときに徹底して縮減できるように努力していただけませんかということです。

3回しか質問できないんですから、きちっとまじめに答えてください。

**○議長（桂木庸雄君）**

答弁を求めます。

市長公室長 塚野 勇君。

**○市長公室長（塚野 勇君）**

先ほどの質問事項を整理した表をというようなことでございます。財務会計で、冒頭に申し上げましたように、整理した表を差し上げておりますけれども、それでは対応ができない部分もございますので、これらの整理の仕方につきまして検討をさせていただきたいと思ひます。

それから、交際費関係につきまして再度のご質問でございます。考え方、先ほど申し上げましたけれども、全体のいろんな角度から、堅実な角度での支出基準を守って支出をしております。そういう中で、先ほど説明いたしました、支出実績になってございますので実績等踏まえまして、予算計上、今後につきましては検討していきたいと、このように考えております。

それから、合併特例債での内容で2点ほどあったかと思ひます。先ほどふれた順の中で、具体的に反映されていないのではないかなというようご指摘でございますが、基本的に、先ほどお話がございましたように、基準財政需要額の中に必要経費、その必要経費だけ見ておりますので、私どもはこれが反映されているという形でございます。

それから、市債のほうの関係でございます。市債等の関係につきましては、合併市町の新市建設計画の事業におきましては、市債法の規定、新市建設計画に対しまして使い方の規定がございます。その規定で我々は支出根拠を考えていく内容でございます。

以上でございます。

**○議長（桂木庸雄君）**

土木部長 松澤徳三君。

**○土木部長（松澤徳三君）**

ご質問にお答えを申し上げます。

先ほど申し上げました工期等の日程につきましては、最初のご質問にございましたので、改めて確認のためご説明を申し上げた次第でございます。確かに特殊な推進工事である中で、特殊な部材を使うことはもちろんのことでございます。そういったものが納入の遅れがあったということから、ご説明を申し上げましたが、現在も受注業者に再三のように工期内の完成という点を強く申し入れをしながら現場のほうを進めている状況でございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、工事状況、これまでの経過等を踏まえ、年度内等の完成が難しいという判断になったということをご説明申し上げたところでございます。そういうことから今回の繰越をお願いしたという状況でございますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

**○議長（桂木庸雄君）**

水道事務所長 仲川文男君。

**○水道事務所長（仲川文男君）**



お答えいたします。

修繕費の発注に当たりましてはですね、ただいまご指摘ありましたように、経費の削減に向け、内部で発注方法さらなる検討を重ねていきたいというふうに思います。

**○議長（桂木庸雄君）**

6番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

その他の質疑はありませんか。

17番、圓城寺正道君。

**○17番（圓城寺正道君）**

一番大事なことで、水がなくては生きていけないということで、水道に関連した質問をいたします。

議案第31号であります、一般財源からこれね、差額の他会計補助金9000万円、それから3000万円業務委託これ出しているんですけども、やはり業務委託、第一環境にしている、業務内容でできるものの前の川島水道部長にも言ったんですけども、分担制であることが明確にしないといつてね、業務委託の内容、第一環境の。給水停止に至るまでを、まずその業務委託でいけないのか。電算業務でやっていけないのか。そういうことでね、職員の人材確保も確かにいいんですけども、やっぱり職員の定数削減でやっぱり業務委託でできるものはすべて預けるといふことでまかせるのが、やっぱり人員削減がいいと思うんです。まずその点について、まずできるか、できないか。水道というのはもうかっているんですよ。水を売るんだから水商売といつてね。もうからないじゃない、もうかる。水を使わないからもうからない。要らない水があるからもうからない。これは佐藤さんが言うのはもっともでありますけれども、いらぬんですから。ただ、その点水道料金は私はね、払う人は一生になります。第2点、水道は上げないのか。

その2点、まずお答えください。

**○議長（桂木庸雄君）**

水道事務所長 仲川文男君。

**○水道事務所長（仲川文男君）**

お答えいたします。

まず、一般会計からの補助金9000万円のご質問でございますが、22年度の予算書の第10条、他会計からの補助金ということで、ここで説明をしております。営業助成補助金及び償還のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額ということで、平成22年度9000万円要求を予算計算上をしております。これにつきましてはですね、企業債償還と約3億円以上を22年度計上してございます。その中で、財政課協議の中で9000万円の補助が受けられたという状況でございます。ちなみに、平成19年でしたか、20年でしたか定かでないんですが、1億1000万円ほど補助をいただいていた経緯がございます。それから比較しますと2000万円ほど減額になったという状況でございます。

次にですね、業務委託の関係でございますが、現在の業務委託は平成19年度から21年度までの3年間で、本年度で今の業務委託が終了いたします。新たに22年度から5年間、業務委託を新たに予定でございます。その中で、ただいま圓城寺議員からご指摘ありましたように、業務委

託できる範囲、これを見直してございます。その中で、一部給水停止を業務委託にする予定でございませう。

次に、水道、赤字なのか、黒字なのかということでございませうが、平成20年度決算では剰余金が発生してございませうして、赤字ではございませうせん。

次に、料金の値下げ、改定の件でございませうが、一生上げないのかというご質問でございませうが、経営の内容を見定めた上での料金を設定するほかないというふうを考えてございませう。先ほど、佐藤議員にお答えしたように、22年度についての値下げ、難しいというご説明を申し上げました。値上げについても経営状況を見ながらの判断ということになろうかと思ひませう。

以上でございませう。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

水道料金が高い方というのにお勧めということで、やはり地下水でくみ上げれば本当においしい水が飲めますよということで、一般財源から9000万円出しているんですから、そのおいしいのを飲めます方には地下水を掘らせて補てん財源、還付金とか。一般財源出してるんだから私らのほうから出しているんだから、そのかわりに幾らか補助、援助ということはできないんですかということをお聞きします。おいしい水、安全な水、それで水道よりかおいしい水ということになった場合に、水道のほうは抜きたいからいかなものでしょうと。それだけおいしい水なら健康にもいいから、そちらに移ったらいいでしょうとかという補てんする財源を出す努力というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

確かに地下水、場所によりますけれども、おいしい水が出るところもございませう。洪水のようなところもございませうけれども、圓城寺議員さんのところは私もお茶をよばれましたが、おいしかったです、確かに。ただ、水道から脱会しまして井戸に切りかえるという方に対しての、ただいまお話あったような助成金というか還付金というか、これについては、水道事業会計を考えた場合には収益が減になるということでございませうので、そのような助成は難しいのかなと。できない公算が多いのかなというふうを考えているところでございませう。

以上でございませう。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

これは、今間に合わない書類でありますけれども、第一環境に渡しておくね。業務の内容、役員がある体力なのか。その中で何日就労をしているのか。業務内容の委託人員の日数ですね。それを詳細に、わけあって私知りたいんですが、それは書類を作成していただきたいと思うんです。

それから、今、あと一つ聞きたいのだけれども、水道というのは、参考のために聞きますけれども、厚生省認定の水でありますか、ないですか。お聞きします。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

お答えいたします。

水道水の水質基準、要するに検査項目がございます。これにつきましては、水道法の中で検査を行って、適水というふうな判断をして給水をしているということでございます。水道法のたしか第4条の規定によるものというふうに解釈しております。

〔圓城寺議員「厚生省の認定する水はないでしょう。」と呼ぶ〕

○水道事務所長（仲川文男君）

厚生省認定ではなく、水道法に規定されて……はい、そうです。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

〔「終わり」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂木庸雄君）

以上で、各議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号ないし議案第32号までの32件について、各議案の審査をお手元に配付の議案配付表案のとおり、それぞれ各常任委員会に付託することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま付託いたしました案件については、万一付託違いがある場合には議長において処理することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

### 日程第 3 休会について

○議長（桂木庸雄君）

日程第3、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会の開催及び議事整理のため、あす3月6日から3月22日までの17日間を休会にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

○議長（桂木庸雄君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、3月23日午後2時から本会議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

この後、各委員会において会議を開く際には、総務委員会は会議室、文教厚生委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室でお願いいたしたいと思います。

本日はご苦労さまでした。

散 会 午後4時04分